

第1回 国際シンポジウム

The 1st International Symposium of CEAKS

『東アジア「共生」学の探求』

— 共に生き 共に学ぶ —

報告資料集

Proceedings

Symphonizing Asia

" Quest for East Asian Kyousei Studies "

交響する
アジア

日時

2011年
2月13日(日)・14日(月)

9:30～17:00(開場9:00) 10:00～15:00(開場9:30)

場所

富山国際会議場

〈第1日〉3Fメインホール 〈第2日〉目的会議室 201, 202

『東アジア「共生」学の探求— 共に生き 共に学ぶ』

I プログラム

II CV 集

III 要旨集

1. 第1日(2月13日)

歩 平(中国社会科学院近代史研究所)	1
グレン D. フック(英国シェフィールド大学)	13
鈴木 規夫(愛知大学)	17

2. 第2日(2月14日)

分野別セッション①「世界危機後の東アジア経済協力」

中島 朋義(環日本海経済研究所)	21
鄭 仁教(韓国仁荷大学)	31
洪 明順(フリーランス、中国)	37

分野別セッション②「人の移動とアジア共生」

武田里子(明星大学)	49
------------	----

分野別セッション③「アジアの環境問題を考える」

久和 茂(東京大学大学院)	53
小島 道一(アジア経済研究所)	57
崔 軍(中国人民大学)	61
焦建国(中国・首都経済貿易大学)	73

I プログラム

第1日目 2月13日 Feb.13

総合司会 Total MC: 小倉 利丸 (富山大学)

OGURA Toshimaru (University of Toyama)

◆ 挨拶 Opening Address and Prospectus

佐藤 幸男 (富山大学 理事、副学長)

SATO, Yukio (Vice President, University of Toyama)

◆ セッション (1) Session (1) 10:00~12:00

「交響するアジア：歴史、思想、平和」

"Symphonizing Asia: History, Philosophy and Peace Studies"

司会・討論：鈴木 規夫 (愛知大学)

MC & Discussant: SUZUKI Norio (Aichi University)

講演／問題提起

Speech:

金 泳鎬 (韓国柳韓大学総長)

KIM Young-Ho (President, Yuhan University)

歩 平 (中国社会科学院近代史研究所)

BU Ping (Institute of Modern History, Chinese Academy of Social Sciences)

毛里 和子 (早稲田大学名誉教授)

MORI Kazuko (Professor emeritus, Waseda University)

◆ 昼食 Lunch Time 12:00~13:00

◆ セッション (2) Session (2) 13:00-15:00

「東アジアの国際環境と共生課題」

"International Environment and Challenges of Kyousei in East Asia"

司会・討論：佐々木 寛 (新潟国際情報大学)

MC & Discussant:

SASAKI Hiroshi (Professor, Niigata University of International and Information Studies)

講演／問題提起

Speech:

グレン D. フック (英国シェフィールド大学)

Glenn D. Hook (Professor, University of Sheffield)

下斗米 伸夫 (法政大学)

SHIMOTOMAI Nobuo (Professor, Hosei University)

鈴木 規夫 (愛知大学)
SUZUKI Norio (Aichi University)

◆総括セッション Concluding Session 15:15～17:00

司会・討論:

MC & Discussant

馬場 公彦 (岩波書店)
BABA Kimihiko (Manager, Iwanami Shoten),

徐 顕芬 (早稲田大学)
XU Xianfen (Waseda University)

第 2 日 目 2 月 14 日 Feb.14

◆ 分野別セッション①経済 Theme Session (1) Economy 10:00 ～ 12:00

「世界経済危機後の東アジア経済協力」

"East Asian Economic Cooperation after World Economic Crisis "

司会: 星野 富一 (富山大学)、金 奉吉 (富山大学)

MC: HOSHINO Tomiichi (University of Toyama) , Kim Bong-gil (University of Toyama)

報告 : Presenters

中島 朋義 (環日本海経済研究所)

NAKAJIMA Tomoyoshi (ERINA)

鄭 仁教 (韓国仁荷大学)

CHEONG Inkyo (Inha University)

洪 明順 (フリーランス、中国)

Hong Ming xueng (Free Lance Writer, China)

ヴォン サム アン (カンボジア内閣府経済社会文化評議会)

Vong Sam Ang (Secretary General of Economic, Social and Cultural Council Office of the Council of Ministers, Cambodia)

◆分野別セッション②人間の安全保障

Theme Session (2) People's Security 10:00 ～ 12:00

「人の移動とアジア共生」 "People's Mobility and Kyousei in Asia"

司会: 小倉 利丸 (富山大学)

MC: OGURA Toshimaru (University of Toyama)

報告 *Presenters*

原田 太津男 (中部大学)

HARADA Tatsuo (Chubu University)

青山 薫 (神戸大学大学院)

Aoyama Kaoru (Kobe University)

武田里子 (明星大学)

Takeda Satoko (Meisei University)

◆ 昼食 LUNCH TIME 12:00~13:00

◆ 分野別セッション③ 環境

Theme Session (3)Environment

「東アジアの環境問題を考える」 “Thinking East Asian Environmental Issues”

司会：中村 和之 (富山大学)

MC: NAKAMURA Kazuyuki (University of Toyama)

報告 *Presenters*

久和 茂 (東京大学大学院)

KYUWA Shigeru (The University of Tokyo)

小島 道一 (アジア経済研究所)

KOJIMA Michikazu (IDE-JETRO)

討論 *Discussant*

崔 軍 (中国人民大学)

CUI Jun (Renmin University of China)

焦建国 (中国・首都経済貿易大学)

JIAO Jianguo Capital University of Economics and Business

小川 雄平 (西南学院大学)

OGAWA Yuhei (Seinan Gakuin University)

①現職・所属、②経歴、③主要著書等

■第1日目 報告者

◆金 泳鎬 (KIM Young -ho)

①韓国・柳韓大学総長。ソウル大学、東京大学、北京大学、ハーバード大学の客員教授、延世大学及び高麗大学研究教授、大邱大碩座教授、慶北大学名誉教授。国際亜細亜共同体学会共同代表。経済学博士。

② 1973年-2003年8月慶北大学校経済学部教授のほか同大学長、同大学院長。金大中政権では産業資源部長官（2000年1-8月）に就任。1992-95年東京大学教授に就くなど韓国を代表する知日派知識人。「韓国併合100年 日韓知識人共同声明」事業（2010年）韓国側発起人。「国民勳章牡丹章」（1998年）、「青竜保国勳章」（2003年）など受・褒章歴を有する。

③『東アジア工業化と世界資本主義—第4世代工業化論』（1988年、東洋経済新報社）。

『朝鮮近代の歴史像』（中村哲・堀和生・安秉直・金泳鎬編、日本評論社、1988年）。

（以上、日本語文献）

“韓日新国際技術秩序論”（1998年）、“韓国の2001年設計”（1998年）。

“Co-Design of East Asia After Financial Crisis”（2003年）。

◆歩 平 (Bu Ping)

①中国社会科学院近代史研究所所長。中国史学会理事。中国東北日中関係史学会会長。

②ハルビン師範大学卒業。1978～92年黒竜江省社会科学院歴史研究所助手研究員、副研究員、副所長、所長を経て1992～2004年に黒竜江省社会科学院副院長。2004年より現職。日中関係を歴史的かつ客観的な視点から論じ、2006～10年に日中政府が開催の日中歴史共同研究委員会・中国国首席委員を担当した。

③『日本の中国侵略と毒ガス兵器』（明石書店）。

『未来をひらく歴史—日本・中国・韓国—共同編集』（共著・高文研）。

『中日関係史1978-2008』（2009年、東京大学出版会、共編）。

『若者に伝えたい中国の歴史 共同の歴史認識に向けて』（2008年、明石書店、共編著）。

『日本の中国侵略と毒ガス兵器』（1995年、明石書店）など、日本語文献多数。

◆毛里 和子(MORI Kazuko)

①早稲田大学名誉教授。政治学博士。

②1987年静岡県立大学教授、1994年横浜市立大学国際文化学部教授を経て、1999～2010年早稲田大学政治経済学術院教授。日本における現代中国研究の第一人者。早稲田大学では21世紀COE『現代アジア学の創成』(COE-CAS、2003-06年度)拠点リーダーとして、新しいアジア研究の方法論的枠組みの構築に貢献した。2010年に第21回福岡アジア文化賞および日本人研究者として初めての「中国学研究貢献奨」(世界中国学論壇)をそれぞれ受賞した。

③『中国現代政治』(1993年、名古屋大学出版会)。

『周縁からの中国——民族問題と国家』(1998年、東京大学出版会)。

『新版 現代中国政治』(2004年、名古屋大学出版会)。

『東アジア共同体の構築』第1～4巻(2006年、岩波書店、編集代表)

『日中関係——戦後から新時代へ』(2006年、岩波書店。06年、韓国語翻訳。08年、中国語翻訳2008年)。

『グローバル中国への道程 外交150年』(2009年、岩波書店 叢書・中国の問題群12、共編著)。

◆グレン・D・フック (Glenn D. HOOK)

①英国シェフィールド大学東アジア研究所所長、教授、法学博士

②Obtained B.A (first class), political science(1973) and MA (first class), political science, University of British Columbia(1974). Graduated Japanese, Inter-University Center for Japanese Language Studies at 'Stanford Center(1997). Gained LLD (Political Science), Chuo University, Tokyo.

③アジア太平洋地域主義や環日本海サブ地域主義にいち早く着目し、日本語論文・著書を含みアジア地域主義研究の論考を多数、発表。

『アジア太平洋の地域秩序と安全保障』(1999年、MINERVA人文・社会科学叢書)(共著)。

『軍事化から非軍事化へ——平和研究の視座に立って』(1986年、御茶の水書房)。

Global Governance and Japan: the institutional architecture (coeditor), Routledge, 2007.

Japan's International Relations (coauthor), Routledge, (2nd edition)2005.

Contested Governance in Japan: Sites and Issues (editor) Routledge Curzon,2005.

Microregionalism and World Order (co-editor), Basingstoke, Palgrave Macmillan, 2002.

Japanese Business Management: Restructuring for Low Growth and Globalisation (co-editor and contributor) Routledge, 1998.

◆下斗米 伸夫 (SHIMOTOMAI Nobuo)

①法政大学法学部教授

②1978年東京大学大学院修了・法学博士、1985年成蹊大学法学部教授、1988年より法政大学法学部教授。1992～94年ハーバード大学ロシア研究所客員研究員、1993年ウィルソン・センター招請研究員、1998～2001年朝日新聞客員論説委員、2002～04年日本国際政治学会理事長。2004～06年に日ロ賢人会議メンバー（座長 森喜朗元総理）。

③『スターリンと都市モスクワ』（1994年、岩波書店）。

『国際スパイ・ゾルゲの真実』（1995年、NHK出版）。

『ロシア世界』（1999年、筑摩書房）。

『新世紀の世界と日本』（1999年、中央公論新社）（共著）。

『ロシア・変動の構図』（2001年、法大出版）（編著）。

『アジア冷戦史』（2005年、岩波書店、アジア・太平洋賞特別賞受賞）。

◆鈴木規夫 (SUZUKI Norio)

①愛知大学理事、国際コミュニケーション学部長・教授、国際問題研究所長。政治学博士。

②中央大学大学院を経て成蹊大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学。長野県短期大学助教授（1994-1998年）、ロンドン大学バークベック・コレッジ政治社会学部客員研究員（1998年）等を経て、愛知大学国際コミュニケーション学部助教授（1998-2002年）、同教授（2002-）。エクサンプロバンス政治学院宗教研究所客員教授・研究員、地中海研究センター客員研究員（2005-2006年）。

③『日本人にとってイスラームとは何か』（1998年、筑摩書房）。

「現代イスラームにおける内戦」日本政治学会編『内戦をめぐる政治学的考察』（2001年、岩波書店）。

「日本イスラーム研究の回顧と反思」北京大学国際関係学院『国際政治研究』第4期（2004年、北京大学）。

『地球的平和の公共哲学「反テロ」世界戦争に抗して（公共哲学叢書3）』（2004年、公共哲学ネットワーク編、東京大学出版会）（共著）。

『グローバリゼーションと東アジア』（2005年、中央大学出版会）（共著）。

『現代イスラーム現象：その恐怖と希望』（2009年、国際書院）。

◆佐々木 寛 (SASAKI Hiroshi)

- ①新潟国際情報大学情報文化学部教授。
- ②立教大学法学部卒、中央大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学
2009 年より現職。カリフォルニア大学バークレー校客員研究員（2008 年～）。
- ③『東アジア安全保障の新展開』（2005 年、明石書店）（共編）。
『東アジア＜共生＞の条件』（2006 年、世織書房）（編著）。
『戦争と権力』（2009 年、ポール・ハースト著、岩波書店）（訳書）。
『デモクラシーと世界秩序』（2002 年、D.ヘルド著、NTT 出版）（共訳）。

◆馬場 公彦 (BABA Kimihiko)

- ①岩波書店編集局副部長。
- ②北海道大学文学部大学院東洋哲学研究科修了、アジア関係の学術図書の編集を手掛けつ
つ、早稲田大学アジア太平洋研究科博士後期課程満期終了、歴史認識の言説研究で学位（学
術博士）取得。
- ③『「ビルマの堅琴」をめぐる戦後史』（2004 年、法政大学出版局）。
『戦後日本人の中国像—日本敗戦から文化大革命・日中復交まで』（2010 年、新曜社）。
「出版界の中のアジア—編集者の体験として」『現代アジアのプロティア』（2004 年、社
会評論社）（共著）。

◆徐 顕芬 (XU Xianfen)

- ①早稲田大学現代中国研究所客員講師、政治学博士
- ②浙江師範大学卒、南開大学日本研究所で歴史学博士、早稲田大学政治学研究科で政治学
博士。
- ③「日中特殊論と西側協調論の間——対中第三次円借款の凍結および再開の決定要因」『早
稲田政治公法研究』第 87 号 2008 年。
「第一次対中円借款をめぐる日中両国の政策決定要因分析」（日本）中国社会科学研究会編
『東瀛求索』2003 年巻（2004 年、中国社会科学文献出版社）。
「日米経済の相互依存と摩擦」、中国社会科学院日本研究所『日本学刊』2000 年第 5 期（中
国社会科学文献出版社、2000 年）。
"The Study of Sino-Japanese Relations in Japan and China, 1990-2005", Modern Asian
Studies Review Vol2, Mar. 2007, pp.79-113.

■第2日目 分野別セッション報告者

【経済】

◆中島 朋義 (NAKAJIMA Tomoyoshi)

- ①環日本海経済研究所 (ERIANA) 調査研究部研究主任
- ② 専修大学大学院経済学研究科修士課程修了後、1990年ボストン大学 (Boston University) 大学院修了 (M.A. in Economics 取得)。東海総合研究所を経て1997年よりERIANA所属。
- ③『現代韓国経済－進化するパラダイム』(2005年、環日本海経済研究所編、日本評論社) (共著)。
『韓国経済の現代的課題』(2010年、環日本海経済研究所編、日本評論社) (共著)。

◆鄭 仁教 (CHEONG Inkyo)

- ①Professor of Economics, Inha University, Incheon(韓国仁荷大学教授), Director of the Jungseok Research Institute (www.ejri.net), President of Korea's International Trade Economist Association.
- ②Research Fellow in the Korean Institute for International Economic Policy (KIEP) (1996-2004). He had been instrumental in establishing the groundwork for Korea's FTA policy, and has been actively involved as a member of Korea's negotiation team and advisor in negotiating Korea's FTAs with Chile, Singapore, ASEAN, US, EU, Japan, Mercosur and others.
- ③He published 20 books on FTA, APEC, and East Asian economic cooperation, and 50 papers in academic journals.
"A Search for Closer Economic Relations in East Asia" *the Japanese Economic Review*, 2007.
"Korea's FTA policy: background and current progress." in *The Korean Economy at the Crossroads*, Routledge Curzon, 2004.

◆洪 明順 (HONG Mingshun)

- ①フリーランス (経済領域)
- ②富山大学経済学研究科修士課程修了後、東京大学経済学研究科 (経済理論) 入学、2007年同大学院博士課程満期退学。2005年東華大学服装学院副教授、2005年エスモードパリ & パリ第9大学交換研究員。2007年東華大学服装学院教授を経て、現在に至る。

◆ ヴォン サム アン(VONG Sam Ang)

① Secretary General(Ranking: Secretary of State), Economic, Social and Cultural Council Office of the Council of Ministers (カンボジア内閣府経済社会文化評議会事務局長).Ph.D.

②BA of Economics, National University of Management Phnom Penh, Cambodia.1999 ~2001,Master of Economics, Tohoku University. 2001 ~2004,Ph.D.in Economics, Tohoku University.

③"FDI Promotion in Cambodia"2008, Raksmei Kampuchea Newspaper, Cambodia.

"ASEAN-Japan Centre and the Japanese FDI Promotion in Cambodia"27/03/2007, Deum Ampel News, Cambodia.

Interviews on Newspaper:

"GMS Logistic Network," 01/12/2007, Mainichi News.;"Japanese Investment in ASEAN," 22/06/2009, Nikkan Kougyo News.; "Cambodia ' s Competitiveness," 15/05/2009, ASIA Market Review,;"Stock Exchange in ASEAN," Weekly Diamond Magazine, Japan.

【人間の安全保障／人の移動と共生】

◆原田 太津男 (HARADA Tatsuo)

①中部大学国際関係学部教授

② 同志社大学法学部政治学科卒、大阪市立大学経済学研究科（理論経済学、経済学史）。
2003-2004, Research Associate, York Centre for International and Security Studies, York University.

③「グローバル空間の政治経済学」（2004 年、S.サッセン著、岩波書店）（共訳）。

"New Challenges for Redesigning Social Security," in K. Wohlmuth & T. Hozumi(Eds.) *After the Asian Crisis: Schumpeter and Reconstruction*, LIT, 2003.

"The Limits to Catching-up: OEM, Market Structure and Production Networks in East Asia" in K. Wohlmuth & T. Hozumi(eds.), *Schumpeter and the Dynamics of Asian Development*, LIT, 2001.

『複合的グローバル化：競争国家とリスク社会の成立』 「憎悪から和解へ」（2000 年、京都大学学術出版会）（共編著）。

◆青山 薫(Aoyama Kaoru)

①神戸大学大学院国際文化学研究科准教授、PhD（社会学）。

②1995 年、英国ウォーリック大学で「ジェンダーと国際開発」MA 取得。2001- 05 年、英国エセックス大学社会学大学院。2006- 08 年、東北大学「ジェンダー法・政策研究センター」COE 研究員、京都大学グローバル COE「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」助教などを経て現職。

③『「セックスワーカー」とは誰か—移住・性労働・人身取引の構造と経験』（2007 年、大月書店）。

Thai Migrant Sexworkers from Modernisation to Globalisation, Palgrave/Macmillan、2009.

◆武田里子(Takeda Satoko)

①明星大学非常勤講師

②日本大学大学院総合社会情報研究科博士後期課程、東京外語大学多言語・多文化教育センターフェローを経て現在に至る。

③『移民政策へのアプローチ：ライフサイクルと多文化共生』（2007 年、川村千鶴子他編）（共著）。

【環境】

◆久和 茂(KYUWA Shigeru)

- ①東京大学大学院大学院農学生命科学研究科（獣医学専攻）准教授。農学博士。
- ②東京大学農学部（畜産獣医）卒、1989年同大学農学系研究科畜産獣医博士。1998-2000年熊本大学生物資源開発研究センター助教授、文部科学省学術調査官を経て、2000年東京大学大学院生命科学研究科助教授。
- ③ "Mice lacking expression of secondary lymphoid organ chemokine have defects in lymphocyte homing and dendritic cell localization," *Journal of Experimental Medicine*, 1999 (coauthor).
- "Maintenance of pluripotency in mouse embryonic stem cells persistently infected with murine coronavirus," *Journal of Virology*, 1996 (coauthor).
- "Characterization of embryonic stem-like cell lines derived from embryoid bodies," *Experimental Animals*, 1997 (coauthor).

◆小島 道一(KOJIMA Michikazu)

- ①ジェトロ・アジア経済研究所(IDE-JETRO)
- ②1990年 慶應義塾大学経済学部卒、アジア経済研究所入所。1996年-1998年 在バークレー海外派遣員。1997年 カリフォルニア大学バークレー校農業経済・資源経済学科修士。1998年 アジア経済開発研究部、2003年10月より 新領域研究センター環境・資源研究グループ。
- ③「中小企業およびインフォーマル・セクターの公害対策ー鉛リサイクルにおける日本の経験とアジアの模索」 『「開発と環境」の政策過程とダイナミズム』（2002年、寺尾忠能・大塚健司編、アジア経済研究所）。
- 『アジアにおける循環資源貿易』（2005年、アジア経済研究所）（編著）。
- 『国際リサイクルをめぐる制度変容ーアジアを中心にー』（2010年、アジア経済研究所）（編著）。

* 討論者 Discussant

◎崔 軍(CUI Jun)

- ①Associate professor, vice dean of School of Public Administration Renmin University of China（中国人民大学公共管理学院副教授、副院长）。
- ②School of Public Finance & Taxation, Dongbei University of Finance & Economics(BA), Master of Economics.School of Public Finance & Taxation, Dongbei University of

Finance& Economics(MA). Ph.D of Economics, Finance School, Renmin University of China(1999-2002).

③『公共部門経済学』（2004年、中国人民大学出版社）。

◎焦建国(JIAO Jianguo)

①Capital University of Economics and Business,Professor,Doctor of Economics(中国・首都经济贸易大学教授、経済学博士)

② Deputy director of the CUEB 's Journal companyExecutive Editor-in-Chief of Research on Economics and Management and the Journal of Capital University of Economics and Business (首都经济贸易大学雑誌総社副社長、『経済与管理研究』、『首都经济贸易大学学报』編集部主任)

③『英国公共財政制度変遷分析』（2009年、経済科学出版社）。

◎小川 雄平 (OGAWA Yuhei)

①西南学院大学商学部教授

②大阪市立大学大学院経済学研究科博士課程単位取得。1974年桃山学院大学経済学部講師、78年西南学院大学商学部助教授、84年教授、商学部長・大学院経営学研究科長を歴任。

③『中国東北の経済発展』（2000年、九大出版会）。

『東アジア地中海の時代』（2004年、明石書店）。

『東アジア地中海経済圏』（2006年、九州大学出版会）。

Ⅲ 要旨

第 1 日(2 月 13 日)

東アジア「共生」と歴史問題の対話

中国社会科学院近代史研究所所長、教授

歩 平

中国から参りました歩平です。はじめまして。どうぞよろしくお願いいたします。富山大学での講演の機会を頂いて、とても光栄に思っています。

実は、2002年に初めて富山を訪れ、今回が3回目の訪問になります。過去2度の訪問で、私は富山に対して三つの印象を抱きました。

一つは、富山は薬の都市だ、という印象です。

二番目は、戦争時代に富山市の受けた被害がとても大きかったこと。一般の歴史教科書では、東京の大空襲が紹介されているだけで、富山の大空襲についてはほとんど触れられません。しかし、人口千人あたりの死者と負傷者の人数は、東京よりも富山市の方が多いですから、富山市は戦争被害の甚大な都市であったといえます。

三番目は、富山で発行された環日本海諸国地図を見た時の印象です。富山を中心とする世界地図を見て、最初はあまり慣れなかったのですが、だんだんと富山の皆様がどのような国際的視角を持っているのかが、理解できるようになりました。

富山は一般的な日本の都市ではない、国際的な都市だと思っています。ですから、富山大学で「共生」という問題について討論が行われるのも当然なことだと思います。なぜなら、九十年代に入って、かつて半世紀近く続いていた冷戦の局面が終結しました。これは人類社会にとって一つの福音というべきものです。事実、目下出現しているグローバル化の趨勢は、まさに冷戦の終結がもたらした発展の成果です。この発展の趨勢に応じて、世界の多くの地域で国境を超える交流が始まりました。グローバル化の発展によって、各国は一つの「地球村」になりましたから、今こそ「共生」の問題について考えなければなりません。

1. 「共生」という概念の倫理学と生態学的な意義

「共生」は2世紀のギリシャの学者アリストテレスが提出した概念です。彼は、人類の「共同生活」においては倫理学の規則が重要であると強調しました。種々の共同体は、すべて国という共同体の一部分であるように思われます。

何故なら、諸種の共同体に属する人々は、いずれも何らかの功益のために、すなわち彼らの生活に要する何ものかを供給しあうために歩みを共にしているのですが、という共同体もまた、元来功益、存続しているものであると考えられます。¹

古代の人類の生活の範囲はあまり広くなく、そのときの人類は倫理的な「共生」規則があれば十分でした。しかし、近代に入ると、人類の活動範囲は拡大して、倫理的な「共生」規則ではだんだんと足りなくなっていくと考えられます。このときに実用主義的な国際関係理論が盛んに唱えられましたが、大国は自分の利益ばかり強調し、国境以内の利益だけでなく、国境以外の植民地をも守ろうとしました。大国の間にも、大国と植民地の間にも、「共生」という概念はありませんでした。

21世紀になると、グローバル化の発展によって、各国の政府と国民との距離は一層狭まりました。ですから、今日私たちはよく「地球村」という言葉を使うようになりました。今後はこうした言葉だけでなく、各国とも「共生」の立場に立って、食糧や水、気候と気温、エネルギーや安全などの問題を地球規模の問題として考えなければならないと思います。「共生」の立場がなければ、地球全体の問題は解決できないと思います。ですから、生態学的な「共生」はもちろんのこと、「共生」の倫理的な意義についても検討しなければならないと思います。

十数年前に私は、新潟大学の環日本海経済研究会の元会長、新潟大学の元法学部部長の渋谷武先生と知り合いになりました。そのとき先生は、「共生」だけでなく、「協生」という概念も強調されました。

2. 近代の東アジア地区の「共生」の実態

東アジア地域における近代の「共生」という概念は、地域の国際秩序と繋がっていました。

歴史上に出現した様々な「東アジア共同体」建設の主張は、その目的がみな東アジア地域の国際関係を維持することにあり、地域の国際問題を解決するために適用するある特定のモデル、これがすなわち東アジアの秩序でした。近代的な意味での国家が登場する以前、古代東アジア地域の（何において？）主導的な地位を占めていたのは、費正清（ジョン・キング・フェアバンク）教授が概括した「朝貢体系」（tributary system）あるいは「華夷秩序」（the Chinese Tributary System）による国家関係でした。「華夷秩序」の評価は人によって異なりますが、「華夷秩序」が崩壊して以降、東アジア地域には今に至るまで、本当の意味での「共同体」と称しうる体制は現れていません。

「華夷秩序」が成立しえたのは、まずもって一つの「強大」で「富裕」な中国と、相対的に弱い周辺地域が存在したことによります。「中央」としての中国

¹ アリストテレス：『ニコマコス倫理学（下）』（高田三郎訳、岩波文庫青6042）、91頁。

中国語版（古希臘）亞里士多德：《尼各马可伦理学》、廖申白译、商务印书馆2003年、246頁。

は、周辺国家の君主を冊封することで、地域の安定を保持し、間接的にその影響力を発揮しようと望み、周辺の国家と民族は、中国との朝貢関係を通じて国家の安全保障と内政・外交の自主性を維持しようと望みました。このような東アジア秩序には明確な支配・従属関係がなく、中国の王朝の立場をたって、「朝貢」は「多与少取」²という意味があります、周辺に「和」を強調しましたが、周辺の国の立場では、「多与少取」の意味より、「上下」という意味はもちろん大きいのです。ですから、「華夷秩序」における中央と周辺の関係は、近代帝国主義における支配－従属の関係とは異なっていますが、ただしこれは理想的な「共生」関係であったとはいえません。

近代になると、「華夷秩序」は崩壊しました。日本はイギリスとの同盟体制を後ろ盾に、ロシア勢力の南下を阻止しようとしました。日露戦争が終結すると、日本は急速に「強国」となり、同時に地域の「中心」へと昇り上がりました。表面だけを見れば、主権観念を基礎とする「国際法（万国公法）」による国際関係秩序の原則が、実際に、東アジアの盟主を向けて、朝鮮半島と中国の「満州」を基礎とする利益線を守る「大東亜共栄圏」に象徴される日本中心の大亜細亜主義です。最初、孫文も日露戦争の勝利を非常に高く評価して、大亜細亜主義も積極的に評価していました。しかし、その後、中華民国と日本との間で対等な同盟締結が実現できなかったため、孫文も日本を中心とする大東亜秩序を批判するようになりました。³中国と韓国は弱国として苦難の道を歩まなければならなかったのに対して、日本は戦争を機会に「大東亜共栄圏」を強調して、軍事的にも強国の道を歩むことになりました。ですから、「大東亜秩序」も理想的な「共生」とはいえませんが、

戦後の冷戦期、東アジアの国際関係は長い間アメリカとソ連をリーダーとする二大陣営の対立に巻き込まれました。アメリカは経済・技術・軍事面での協力によって、東アジア各国がアメリカ式の社会体制を採用するように仕向けました。経済面では、日本を中心とした垂直的な地域分業体制である大東亜共栄圏の経済システムを復活させ、軍事面では、アメリカをリーダーとする東アジア安全保障秩序を構築しました。この時期においても東アジアのアイデンティティーは成立せず、理想的な「共生」関係も構築されませんでした。

ポスト冷戦時代に当たる 1990 年代以降、国際秩序は大きく変化しました。EU（欧州連合）、NAFTA（北米自由貿易協定）に代表される地域統合が拡大し、それに伴って東アジアにも変化が現れました。冷戦後の東アジアは、国際化と経済グローバル化の波を受け、その内部で重要な構造変化が生じた。主要国である中・日・韓の実力比が、現在につながるような形に変化したのです。国際秩序の面から見ると、今日の東アジアは歴史上初めて「一強」が存在しない状態にあります。現在、東アジアだけで 10 ほどの地域協力メカニズムが存在します。そして、各国間で合意済み、あるいは現在交渉中の自由貿易条約は 40 件あまり

² 周辺の国から中国王朝に貢品より、中国の皇帝から周辺の国に贈り物の数量は多いです。

³ 孫文の講演と滝川神戸商業会議所会頭の挨拶、1924 年 11 月 28 日午後 兵庫県立神戸高等女学校。

あります。自由貿易協力のネットワークも大体の形ができあがりました。東アジア間の協力は急速に発展し、見通しがとてもよくなっています。東アジアの地域間協力は、他のアジア地域の先頭に立っています。そして、こうした協力関係が、各国間の経済的な連絡を深めると同時に、各国の物事にチャレンジする能力を高め、地域の発展にも寄与しています。

現在東アジアにおいて、政府・民間の往来・交流は盛んで、共同体を建設する際の三つの壁、「地理の壁」「歴史の壁」「アイデンティティの壁」は崩れ始めています*4。東アジアにもようやく地域統合への働きが活発化してきました。

「東アジア経済圏」、「東アジア経済共同体」あるいは「東アジア共同体」をつくる呼びかけも強まっています*5。ですから、東アジア地域のアイデンティティ成立の面から言えば、東アジアの各国の「共生」問題を討論すれば、現在は比較的良い機会であろう。

3. 「共生」問題*6に関する対話の三つの側面

北京から飛行機に乗って東京に到着するまで、要する時間は3時間ほどです。一方、中国の北部のハルビンから南方の広州までは、飛行機で4時間以上かかります。ですから、私は、中国と日本の間の距離が遠いのか、それとも近いのか、いつも考えさせられてしまいます。中国と日本の地理的な距離は本当に狭まっています。しかし、中日両国人民の心の距離がそれと同じようになってきているかといえ、おそらくそのような感じはないでしょう。これは「共生」のために解決しなければならない大問題です。

戦後数十年経っても、心の溝は依然として埋められていません。それ故、両国間に些細な問題が起こるたびに、それは重大な問題へと発展してしまいます。例えば、経済的なちょっとした摩擦が生じると、こうしたもめ事は国際社会ではよく見られることなのですが、中日間の場合は簡単に深刻な政治問題へと進展してしまうのです。人々がすぐに過去の戦争を思い出すからなのでしょう。アンケート調査によれば、最近の「釣魚島」（日本では尖閣諸島）事件の結果、中日両国の民間の信頼関係は20年前まで逆戻りしましたことが分かります。両国のアンケートは、中日国民の心の溝が深いこと、戦争の残した傷跡が未だ完全に癒えていないことを証明しているのです。

では、なぜ戦争の傷が現在でも両国民の心の距離に影響しているのでしょうか？ヨーロッパの歴史を見ると、国家間の戦争が数百年、ひいては千年にも及んだ例があります。しかし、今日では「EU（欧州連合）」という地域統合体を造り上げているのです。ドイツとフランスの民族的対立も非常に深刻だったので

*4 進藤栄一・平川均編『東アジア共同体を設計する』、日本経済評論社、2006年、第3頁。

*5 谷口誠『東アジア共同体』岩波新書、2005年5月、はしがき。

*6 ここで言う中日歴史問題とは、両国で近代史の認識領域の問題を指し、歴史そのものに関わる部分は含まない。現在に至るまで懸案となっておりまだ解決していないのは、中日関係における現実問題、例えば遺棄化学兵器の処理問題・尖閣諸島（釣魚島）・東シナ海油田などの領土資源問題である。

すが、今は和解しています。なぜそれが可能だったのでしょうか？

東アジアにおける歴史問題についての対話は、主に政治判断・民衆感情・学術研究の三点が重要です。

東アジアの歴史的な政治関係に関する基本認識に関わるものであり、侵略戦争の責任を認めるか否かがポイントとなります。

1965年に日本が韓国と結んだ「日韓基本条約」と1972年の「日中共同声明」、あるいは1978年の「日中平和友好条約」の内容から見れば、日本政府はすでに(戦争責任に対する)積極的な態度を表明しています。また、1995年には村山富市首相が、現在まで歴代首相が継承している戦後50周年に関する談話を発表しました*7。しかし不幸なことに、戦後日本の政界には侵略戦争の性質を否認しようとする傾向が見られます。特に55年体制が確立して以降、日本社会(「社会」は言い過ぎでは? 「政界」とするのが妥当ではありませんか? --高的意見)には復古主義の暗流が現れ、戦前の歴史観への後戻りを肯定する風潮が広がっていきました。政治家の中には、口では「反省」を唱えながらも、本心は怪しい人、あるいは全く反対の認識を持っている人がいます*8。こうした状況をふまえると、政治面での対話とは、やはり中日間の戦争の性質について根本的な是非を判断する問題であり、その対話は主に政府・政治家によって行われるべきであることを示しています。

民衆感情とは、両国民衆がそれぞれ歴史を考える際に依拠する歴史体験や歴史記憶の問題であり、それは感情的色彩濃く帯びています。

日本も含めた東アジア各国の人々にとって、戦争に関する歴史記憶は、被った具体的な戦争被害と密接な関連性を持っていると考えられます。例えば中国では「南京大虐殺」「731細菌部隊」「三光作戦」などが、韓国ならば「従軍慰安婦」「創氏改名」「植民統治」などが、日本の場合は「広島・長崎における原子爆弾」「東京大空襲」「沖縄戦」などが、戦争と関係するキーワードとなっています。これらのキーワードは間違いなく歴史事実なのですが、それぞれ(何の?)ウェイトが異なっています。戦争の被害意識と加害意識が重なる日本国民の場合、「一国内部的な視野の狭隘さ」に制約されるため*9、「加害意識が欠落」

*7 細川護熙首相は、日本が起こした戦争を「侵略戦争」「誤った戦争」であったと明確に表明した。村山富市首相は、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。」と表明した。竹内実・21世紀中国総研編『日中国交文献集』、蒼蒼社刊、2005年、第440-441頁。

*8 岸信介は戦犯として監禁されていたとき自己弁護を行い、日本の「正当防衛」を主張した。彼は太平洋戦争に対して当然なされるべき反省を認めず、「もし反省があるとなれば、それはただ一点、『敗戦』そのものにたいする反省である。」原彬久『岸信介一権勢の政治家』岩波新書、第121-122頁、1995年。

*9 大沼保明『東京裁判・戦争責任・戦後責任』、東信堂、2007年、第144頁。

してしまい、被害国の国民体験を理解することができません。戦後、国民戦争体験の国境を越える交流があまり不十分ですから、歴史認識の溝をそのままに残しています。したがって異なる歴史体験による各国民の認識の差には、比較的明確な感情要因を伴っており、これを解消する方法は政治面での問題を解決する場合と異なります。民間で深い交流を行い、相互理解につとめることが必要でしょう。

そして最後の学問研究の方面では、日中歴史問題の真相について実証的考察、理論的分析などを進めなければなりません。

東アジア各国の近代史はいずれも、西洋列強の武力に迫られた「開国」から始まりますが、その後の発展過程は大きく異なっており、各国の学者がこの時期の歴史を研究する上でも相当大きな差が存在しています。中国は、国際社会から門戸開放を迫られると、国家・民族の命運と前途を憂慮し、西洋の挑戦に応戦して、中国の復興を勝ち取ろうとしました。しかし列強に対抗しようとする改革は相次いで失敗します。その結果、憂国の情はますます深まり、列強との衝突はさらに激しくなっていました。中国の歴史学者では、このような近代中国が直面した「数千年来で初めての非常事態」*10、「不平等条約体制」との抗争に注目してきました。韓国の学会も同じく、近代化過程における主権の保護と外圧・干渉、特に植民地となって以後の独立運動・闘争に重きを置いて、研究が進められてきました*11。これに対して近代の日本は「脱亜入欧」方式に基づいて、「亜細亜の固陋を脱して西洋の文明に移りたり」「西洋の文明国と進退を共にし、……まさに西洋人がこれ（支那・朝鮮）に接するの風に從て処分すべきのみ」という立場をとりました*12。そのため、中国・韓国とは対照的に、日本の近代史研究では、西洋から受け入れた「国際法秩序」がもたらした利益を重視します。1931～45年の戦争中、中日両国は異なった国際集団に属していて、歴史体験も全く異なっており、歴史認識についても異なる思考論理が形成されました。中国では、この時期に発生したあらゆる事件が、基本的に日本を相手としていたため、「抗日戦争」と称しています。しかし日本では、「満州事変（九・一八事変）」と「盧溝橋事件」の相手は中国でしたが、太平洋戦争が勃発して以後は主な敵がアメリカ・イギリスに変わり、最後にはソ連も加わりました。

以上述べた歴史問題に関する三つの点（政治判断・民衆感情・学術研究）は、幾何学における三つ円形が互いに交わりながら完全には重ならない図計に似ています。どれか一つに問題が発生すれば、別の二つに影響がおよぶ。また、どれか一つを解決するには、同時に別の点も考慮しなければならないのです。そして、三つの点に関わる主体はそれぞれ異なります。政治家は侵略戦争に対する明確な反省の態度を示さなければなりません。両国国民は、漸次深めていく交流の中で、相手の歴史体験と歴史記憶を知り理解して、感情の対立を取り除

*10 李鴻章「籌議海防折」、『李文忠公全書』，「奏稿」，卷24，第11頁。

*11 〔韓〕李元淳等『韓国的歴史』，日本明石書店，2005年第2版。

*12 福沢諭吉『脱亜論』，『福沢諭吉全集』，第10巻，第240頁。慶應義塾編，岩波書店発行。

く努力が必要です。学問研究の方面では、当然ながら疑問の余地なく学者、特に歴史学者がその主体になります。

4. 国境を越えた歴史認識をつくるための努力

東アジアの人類「共生」に向けて、歴史問題に関する対話は重要です。すでにヨーロッパでは、歴史認識についての国際間対話が、人々に注目されるテーマとなっています。ドイツとフランスが共同で教科書（『1945年以後のヨーロッパと世界』（Europe and the World since 1945））を編纂した努力と成果は、この方面における成功例といえましょう^{*13}。ヨーロッパの状況に比べ、アジア、特に東アジアの中国・日本・韓国の間における歴史認識の齟齬は突出しています。それでは同じ東アジア地域に位置する中国・日本において、歴史問題の対話が進められ、共通した歴史認識が形成されることは可能でしょうか？近年、日・中・韓三国の学者間で共通した歴史認識を確立しようと、意義のある試みと努力が払われてきています。

注目すべきは、東アジア各国の多数の歴史学者・教師が、すでに歴史教育の面で世界に目を向ける積極的努力をしていることです。新しい歴史教育では、自国史を世界史の文脈の中でとらえようとし、自国史を世界史の一部として、世界的視野から自国の歴史的発展と変化を認識しようとしています。

1990年代後半、日本のいくつかの大学が分担して組織して、日本・アメリカ・中国（台湾を含む）・韓国の学者が参加する「東アジアの相互認識と誤解」に関する研究が進められました。そこで東アジアにおける歴史認識の問題点について討論が行われ、その研究報告が出されています^{*14}。

同じ時期、日本と韓国の教育機関・学術団体がそれぞれ共同研究の機会を設けました。ソウル市立大学校歴史教科書研究会と東京学芸大学歴史教育研究会が組織した「日韓歴史教科書シンポジウム」や、両国の歴史学・歴史教育に関わる10の団体が設立した「日韓歴史学会合同シンポジウム」などがそれです。これらのシンポジウムは、日本で90年代中頃に現れた歴史修正主義的な思潮と「新しい歴史教科書」の編纂に見える狭隘な民族主義の動きに対抗したもので、東アジア各国の歴史認識を相互理解するために活発な討論が行われ、東アジアの共生と歴史教科書問題について^{*15}、それぞれ共同研究の基礎的成果が発表されました^{*16}。

*13 Claudia Schneider, *The Japanese History Textbook Issue - Viewed through the Prism of European Experiences and the Current Situation in East Asia*.

*14 山室信一編『日本・中国・朝鮮間の相互認識と誤解の表象』、1998年。上越教育大学東アジア研究会編『歴史表象としての東アジア—歴史研究と歴史教育との対話』、2002年；二谷貞夫編『21世紀の歴史認識と国際理解—韓国・中国・日本からの提言』、2004年。

*15 歴史学研究会編『歴史教科書をめぐる日韓対話—日韓合同歴史研究シンポジウム』大月書店、2004年。

*16 君島和彦『教科書の思想—日本と韓国の近現代史』、すずさわ書店、1996年。鄭在貞『韓国と日本—歴史教育の思想』、すずさわ書店、1998年。

21世紀に入ると、東アジア各国の学者・教師による共同研究の面で新たな進展と成果が現れました。その中で代表的なものを挙げれば、2002年から始まった日・中・韓の学者・教師・市民団体を代表とする組織が、毎年一回「歴史認識と東アジア平和に関する論壇」と題する討論会を開催しています（今でも毎年開催されている）。その討議を基に日・中・韓の共同歴史編纂委員会は、3年の共同研究・討論を経て、2005年に『未来を開く歴史—東アジア三国の近現代史』を三カ国共同で出版しました^{*17}。この本は歴史教育の補助教材という形で出され、三カ国の中学校である程度利用されました。各国の学生は毎年歴史学習夏合宿等で互いに交流をはかっています。現在、三カ国の学者・教師による共同委員会はおお継続しており、先に出版した『未来を開く歴史』の誤っている箇所についてより深い研究が進められ、十分な討論と研究を踏まえた上で、第二弾・第三弾の共同出版を期しています。

2001年に東京大学の三谷博教授など日本の学者と中国の劉傑教授らが、「日中若手歴史研究者会議」をつくり、歴史問題を背景とした日中両国の社会変動状況について討論しました。数年間の努力を経て、2006年に『国境を越える歴史認識—日中対話の試み』を日本と中国で同時に出版し、日中の歴史認識のうち、特に近現代史に関わる問題について、深い討論と研究が進められました^{*18}。

2007年、日本と韓国の学者・教師による幾度もの共同シンポジウムを経たのち、その研究成果『日韓交流の歴史—先史から現代まで』が東京学芸大学の君島和彦教授と韓国の学者によって共同で出版されました^{*19}。その他、日本の広島県教職員組合と韓国大邱市教職員組合が組織した日韓共通歴史教材制作チームは『朝鮮通信使—豊臣秀吉の朝鮮侵略から友好へ』を共同編纂し^{*20}、また、日韓の女性団体が歴史教材編纂委員会を組織して、『日韓近現代史—ジェンダーの視点からみる』を共同出版しました。

ここに述べたような国境を越える共同研究と教材編纂の努力は、表現の方法が違い、共同研究の深度も一定ではありませんが、国境を越える歴史認識をつくろうとする目的において共通しています。一つには各国で世界史を叙述する際、影響を受けてしまっている西洋中心史論から脱し、アジアに関する叙述の比重を増やすこと、もう一つは自国史と東アジア史との関係を処理し、特に「自国史の枠組みを超える東アジア史」が可能かどうかを考えること、ここにおいて「超える（超越する）」ということは重要な概念であった。

自国史と東アジア史との関係を統合的に処理するには、いくつかの方法があります。比較的良好に見られるのは、自国から周辺地域にへと視点を拡大していく方法で、「同心円史観」です。しかしこのような方法で本当に自国史を超え

*17 『面向未来的歴史—東亜三国的近現代史』、中国語版は12—13万部発行。日本語版は7万部、韓国語版は5.5万部。

*18 『跨越国境的歴史認識』中国語版は中国社会科学文献出版社より2006年に出版。日本語版は東京大学出版会、2006年出版。

*19 君島和彦『日韓交流の歴史—先史から現代まで』、明石書店、2007年。

*20 日韓共通歴史教材制作チーム編『朝鮮通信使—豊臣秀吉の朝鮮侵略から友好へ』、明石書店、2005年出版。

ることができるかどうかは、よく考えてみなければなりません。いわゆる「同心円史観」の人は、多くの場合、自らの地域を中心にした民族主義の歴史認識を強調するだけに止まってしまいます^{*21}。これに対して「東アジア的視角」、あるいは「東アジア史観」の概念を持ち出す者も現れました。例えば韓国の学者は、自国史の解体から始めて、まず「国史」の名称をやめて、韓国史を世界史と合わせ、「世界史の中の韓国史」と「韓国史の中の世界史」を考えようとししました。そして、その中間段階として「東アジア史」を提唱し、具体的にはまず「日・中・韓三国関係史」を考えようとしたのです。^{*22}

自国史を超え、国民国家の歴史記憶を超えて、共有の東アジア史を構築するには、歴史学が互いに異なる歴史記憶を統合し、その中の関連性を探り、共同性を考察することが必要です。たとえこの関連性・共同性がかなり希薄なものであったとしても、たゆまぬ研究によって歴史認識の共有化を実現しなければならないのです。

5. 中日歴史共同研究と「共生」

21世紀からは、政府主導による歴史共同研究も始められました。まず日本と韓国が2002年に共同歴史研究を開始しました。2005年にこれは一旦終了しましたが、2006年に第二期の共同研究が始められました。中国と日本の共同歴史研究は2006年末に始められ、現在まで三年近くが経っています。日中の共同歴史研究は古代史（中世を含む）と近現代史の二つのグループに分けられ、16のテーマ（古代史が7つ、近現代史が9つ）が設定されました。特に近現代史グループでは、テーマを定めただけでなく、一つのテーマの中にキーワードを設定しました。両グループともに共同のテーマ・キーワードに従って論文を制作し、討論を行い、その結果、研究はさらに一歩深められました。

多くの人たちは、歴史共同研究により学問的側面において進展があったのかどうか、という点に関心をもっています。また、学問的にどんな対立があったのかにも関心をもっています。進展があった点について話すとすれば、原則上の問題において双方の学者の意見は基本的に一致したのか、あるいは相対的に一致したといえるでしょう。

例えば、1931年から1945年にいたる日中戦争の認識について、近現代史分科会の学者は十分に討論をおこない、各自の論文において、1931年から1945年までの日中戦争は、日本の中国に対する侵略戦争であったと明確に指摘し、

*21 かつて台湾の「教育部長」であった杜正勝氏は、いわゆる台湾アイデンティティーを強調するため、「同心円史観」を提唱した（杜正勝「一个新史観的誕生」、『新史学之路』、台北、三民書局、2004年）。しかしある学者が批判したとおり、この考えは台湾を「単一中心」とする民族主義を強調する表現に過ぎず、実質的には中国大陆と距離を保とうとする「去中国化」のための一段階であった。王晴佳「当代台湾歴史論述の双重挑戦」、『思想』、2号、台北、2006年、第120-121頁を参照。

*22 [韓]白永瑞「為構築東亜和平而読史」、『黄海文化』、2004年；「關於東亜論述的可能性」、『書城』、2004年。「東亜的地域秩序——超越帝国，走向東亜共同体」、『思想』。第3期「天下、東亜、台湾」。

侵略戦争が中国の人民に多大な犠牲と損失をもたらしたことを明確に叙述して、侵略戦争を批判し、今後の平和維持を願望すると表明しました。

また、例えば、双方の学者はともに各自の論文で、南京大虐殺は大規模な集団虐殺の行為であり、日本軍が南京占領期間において中国人に行った暴虐行為（一般市民の殺傷、女性への性暴力、捕虜の集団虐殺、市内の建物や住民の家屋の破壊など）であったと認めました。このことについては、双方の学者に異議はなかったといえます。

上記のような歴史事実の基礎のうえに、双方の学者は、討論において、このような事件を生み出した原因や背景、教訓、さらには日本軍隊の規律および管理、戦争における民衆保護などの問題についても議論しました。上記の問題に対する認識について、双方の認識が一致したところもあれば、国民政府の民衆保護の責任に関する問題のように、異なる角度からの考察もありましたが、南京大虐殺の歴史事実を否定する認識は提示されませんでした。

メディアが注目している南京大虐殺の犠牲者数の問題は、両国の学者の共同研究の中では、主要な課題とはなりませんでした。その理由は、南京大虐殺の被害者数は、1946年に開始された東京軍事裁判と南京軍事裁判の判決において、すでに確定されているからです。日本の降伏後、東京と南京で戦犯に対して行われた軍事裁判で、等しく南京大虐殺の問題は扱われました。二つの軍事裁判の判決書において、それぞれ南京大虐殺の犠牲者数は「二〇万以上」（東京軍事裁判）・「三〇万以上」（南京軍事裁判）と認定され、この数字がその後の学者が南京大虐殺の犠牲者数を論議する際の歴史的根拠の一つになっていますⁱ。

南京大虐殺の歴史事実は、戦後の軍事裁判の判決書で認定されており、否定することは難しいです。しかし、南京大虐殺の事実を否定する人は絶えず現れました。八〇年代における否定のための主要な手段は、実証研究の隠れ蓑をつかって、上記の二〇万人、三〇万人の数字に疑問を呈することでした。九〇年代以降になると、「三〇万以上」という数字を中国政府の公式な見解にすぎないと攻撃し、人々の注意を具体的数字についての議論に引き込もうとしました。数字の正確性に疑問をもたせることで、非人道的な虐殺や暴行を否定し、「南京大虐殺虚構説」を鼓吹したのです。

中国側の学者が国内から批判を受ける場合もありました。南京大虐殺の被害者数について、論文で東京裁判の「二〇万以上」と南京裁判の「三〇万以上」を並記したからです。ある人は、「三〇万以上」の数字こそが「疑う余地のない数字」であり、その他の数字を列挙するのは許されないと批判し、ある人は、中国の学者が「官側の公式数字」に依拠しないのは「柔軟（軟弱？）化」現象の現れであると指弾したのです。

中国側の学者が基づいた数字は、二つの裁判の二つの判決書に記された数字であり、両判決書にこう明記されているのは紛れもない事実です。「資料」を尊重する原則において、上記の二つの被害者数は判決書に書かれている確かな数字なので、それらを一緒に紹介するのは歴史学者の果たすべき責任です。「三〇万以上」という数字は、「官側」が推測で作りに上げた数字ではなく、まし

てや「疑う余地のない数字」でもありません。現在残されている当時の資料では、被害者の具体的数字について十分な実証的研究をおこなうことは不可能で、新しい資料の発見が待たれる状況下にあります。歴史資料に厳密に対処する態度は「柔軟(軟弱)化」ではありません。

共同研究を通じて、中日双方の具体的歴史過程の描写や認識、評価には相当の不一致が存在していることが明らかになりました。具体的に述べますと、侵略戦争という認識は共有しながらも、具体的過程の認識や評価、たとえば、戦争の原因の分析や侵略戦争発生 of 必然性と具体的事件の偶発性などの問題については、双方の歴史問題を分析する角度や研究方法に差違が存在したのです。

あるメディアは、両国の学者が共同研究において達成した相互理解の面に向けず、逆に、共同研究における不一致の面のみを探し出すことに熱中しました。しかし、実際には、侵略戦争の性格と侵略の事実などの根本問題の評価については、基本的な認識を共有しているという前提のもとに、双方の学者は上述のような異なる意見について理論的かつ実証的な研究を継続したのです。学術研究面の問題は、堅実な実証研究を基礎にして結論を出すことが大切です。不一致や相違がなければ、学術研究の生命は停止してしまいます。人々は、不一致の存在について憂慮する必要はないですし、メディアも針小棒大に報道する必要はないのです。

今回の第一期の日中歴史共同研究を通じて、両国の学者間に比較的密接な関係が築かれ、相手の基本認識と視点を了解することができたのは、「共生」のために国境を越える歴史認識を構築する積極的な試みの一つであったと思われます。

「共生」のために国境を越える歴史認識を構築する過程においては、「越える」ということが大変重要な概念です。

自国史と東アジア史を関連づける場合、それには様々な方法があると思われます。比較的多く見られるのは、自国史から始めて地域史に拡大・拡張していく視点で、この種の方法は「同心円史観」に帰結すると考えられます。しかし、このような方法では自国史を「超える」ことはできません。「同心円史観」は、自国を唯一の中心として強調する民族主義的歴史認識に繋がります。「越える」ことを成し遂げるためには、「東アジア的視点」あるいは「東アジア史観」の概念が必要になるのです。

自国史を越え、国民国家の歴史記憶を越えて、東アジアの歴史認識を共有するためには、歴史学者が相互に異なる歴史記憶を統合して、その中の関連性を探索し、その中の共通性を思索することが必要です。こうした関連性、共通性があまりにも微弱であることを心配するならば、真摯に研究することが大切であり、それによって歴史認識の共有の実現が可能となるのです。日中歴史共同研究は開始されたばかりであり、今回の成果をよりよいものにしていかなければなりません。「共生」のための国境を越える歴史認識の構築を推進するために果たした貢献については、しっかりと評価する必要があるでしょう。



富山県『環日本海諸国図（通称：逆さ地図）』

〔原注〕

ⁱ 東京国際軍事法廷の判決書（1948年11月）は、「後日の見積もりによれば、日本軍が占領した最初の六週間に、南京とその周辺で殺害された一般人と捕虜の総数は、二十万以上であったことが示されている。これらの見積もりが誇張でないことは、埋葬隊とその他の団体が提供した証拠によって証明されている」と指摘している。南京軍事法廷の判決書（1947年3月10日）は、「二六年一二月から同月の二一日まで、それは谷寿夫部隊の南京駐留期間内である。中華門外の花神廟、宝塔橋、石観音、下関の草鞋峡などの箇所、捕らえられた中国の軍人・民間人で日本軍に機関銃で集団射殺されたものは、単燿亭など一九万人余りに達する。このほか個別の虐殺で、遺体を慈善団体が埋葬したものが一五万余りある。被害者総数は三〇万人以上に達する」と指摘している。

Beyond Boundaries: Japan in East Asia and the Challenges of Kyousei

Glenn D. Hook,

University of Sheffield and National Institute of Japanese Studies, UK

Postwar Japan and East Asia:

Politics and security

- 1) Japan as a 'peace state,' Article 9, low military expenditure, three non-nuclear principles, no SDF fighting wars directly, but
- 2) Japan as ally of the United States: indirect support of wars in East Asia, Korean War and Vietnam War;
- 3) Support of authoritarian regimes in East Asia

Economics and business

- 4) Japan as an economic superpower, non-military values, ODA, Japanese corporations helping to promote growth in East Asia, but,
- 5) export of polluting industries
- 6) Rise of China

Culture and society

- 7) Antimilitarist, pacifist norms; but support for US-Japan security treaty
- 8) Strong memory of Hiroshima and Nagasaki; weaker memory of Japan as aggressor in East Asia: victim more than aggressor.
- 9) Strong identity as Japanese; weak identity as 'East Asians'

The challenge of Kyousei needs to be addressed in these three key areas, politics and security, economics and business, and culture and society. Focus on culture and society as represented by popular attitudes.

- 1) Close identity between Japan and US; not Japan and East Asia:**

- a) Dec 2010 'friendly feelings to America' 79.9 per cent; Relations are good between Japan and America, 80.9 per cent
- b) Dec 2005 'friendly feelings to America' 73.2 per cent; Relations are good between Japan and America, 73.0 per cent
- c) 'Which country do you like: 2003, America, 23 per cent; 2008, America, 18 per cent.
- d) Dec 2010 'friendly feelings to China' 20 per cent; Relations are good between Japan and China, 8.3 per cent
- e) Dec 2005 'friendly feelings to China' 19.7 per cent; Relations are good between Japan and China, 8.3 per cent
- f) Which country do you like: 2003, China, 3 per cent; 2008, China, 2 per cent.
- g) Dec 2010 'friendly feelings to South Korea' 61.8 per cent; Relations are good between Japan and South Korea, 59.9 per cent
- h) Dec 2005 'friendly feelings to South Korea' 51.1 per cent; Relations are good between Japan and South Korea, 39.6 per cent.
- i) Which country do you like: 2003, South Korea, 1 per cent; 2008, South Korea, 2 per cent.

Being Japanese and the Borders of the Japanese state

National borders as dividers between insiders and outsiders. Sense of national identity and nationalism.

Nationalism: glad to be born Japanese, 2003 95 per cent, 2008 96 per cent.

The strength of feelings for the Japanese State and the borders of the state as including as sovereign parts of Japan islands the Senkaku and Takeshima islets.

'integral part of Japanese territory', *wagakuni no koyu no ryodo*

- 1) **Senkaku/Diaoyu.** The memory of aggression as an outstanding issue is weak as illustrated by the strong popular sense of the Senkaku as Japanese territory. But the history of the Senkaku is linked to the history of Japanese imperialism.
 - a) 2010: Ishigaki announced Senkaku Colonization Day, January 14
 - b) Japan incorporated into Japanese territory in 1895 (part of Ishigaki shi)
 - c) Japan now in control,

However,

- d) US jurisdiction earlier (leave territorial problem for later)
 - e) Claimed by Taiwan and China as well as Japan
 - f) Sino-Japanese war of 1994-95
 - g) Emphasis by Japan that the claim to the islets came after the discovery of potential oil and gas resources following a United Nations survey in 1969
 - h) 2010: Protests in China about Japanese response to Chinese fisherman colliding with Japanese Coast Guard.
- 2) **Takeshima/Dokdo.** The memory of Japan's colonization of Korea and the link to the territorial problem is weak as illustrated by the strong sense of Takeshima as Japanese territory. But the history of Takeshima is linked to the history of Japanese colonization of Korea.
- a) 2005: Shimane announced, Takeshima Day, 22 February
 - b) Japan incorporated into Japanese territory in 1905 (part of Oki islands)
 - c) South Korea now in control

However,

- d) US jurisdiction (leave territorial problem for later)
- e) Claimed by South Korea as well as Japan
- f) Japan's colonization of Korea in 1905
- g) Emphasis by Japan that the claim to the rocks made in January 1952 by President Syngman Rhee by the creation of the Rhee Line is not legal.
- h) 2005: Protests in South Korea on the declaration of Takeshima Day.

Beyond Borders of the Japanese State: towards Kyousei

Borders drawn boundaries between insiders and outsiders, but Kyousei calls for erosion of distinction between insiders and outsiders as part of an East Asian identity

- 1) Globalization: even if you do not wish the state to be open to foreign influence, through people, capital, information, influence is exerted. Relativation of the state.
- 2) Local action becomes global through globalized information: Chinese and Chinese protests at the time of the collision of Chinese trawler and Japanese Coast

Guard and South Korean protest at the declaration of Takeshima Day become globalized.

- 3) Potential for globalisation of East Asian culture and information to create cross-border identity and solidarity.

However:

- 1) Nationalism in Japan, China and South Korea as impediment to regionalist, East Asian, identity.
- 2) Earlier failure to build East Asian Nationalism in the face of Western imperialism. Japan became imperialist power, exploiting China and Korea.
- 3) Need to develop multi-levels of identity to challenge the borders of single, national identities

Conclusion

Challenge to develop Kyousei is the need to settle territorial problems with China and South Korea. International arbitration.

Challenge to develop Kyousei is the need to create transnational space creating an identity beyond the state. The case of Europe suggests transnational space emerges over time, not immediately.

Challenge to develop Kyousei is that the boundaries of the region are unclear, with conflict over territory. The boundaries of Europe have expanded and efforts to nurture a large area of European identity are underway.

方法としての一即多/多即一

—イスラームにおけるタウヒードと東アジア共生—

愛知大学

鈴木 規夫

はじめに

〈方法としてのアジア〉残響

「……日本は、見かけは非常に近代化しているようであるけれども、その近代化は根が浅い。このままではおそらく日本は破滅するだろうということを彼は予言しております。(……) 私はデューイの哲学体系というものは、素人で全然わからないのですけれども、中国と日本との近代化の比較に関する限りは、今日から見てシャッポを脱ぐのです。つまり日本の近代文化がいかにつけ焼刃であるか。実際そのとおりになったのですね。(……) 当時の中国というのは、救いようがない、混乱状態で、そのまま解体してしまうというふうに国際的に見られていた。その中において、学生が挺身して、自国の運命を担って立ち上がった。この青年の元気、そういうものを通して彼デューイは、中国文明の見かけの混乱の底に流れている本質を洞察した。世界において今後発言力をもつことを予見した。見かけは進んでいるが日本はもろい。いつ崩れるかわからない。中国の近代化は非常に内発的に、つまり自分自身の要求として出て来たものであるから強固なものであるということを当時言った。1919年にそういう見通しを立てたという点、私はえらいと思う。(……)」 「西洋が東洋に侵略する、それに対する抵抗が起こる、という関係で、世界が均質化すると考えるのが、いま流行のトインビーなんかの考えですが、これにもやっぱり西洋的な限界がある。現代のアジア人が考えていることはそうでなくて、西欧的な優れた文化価値を、より大規模に実現するために、西洋をもう一度東洋によって包み直す、逆に西洋自身をこちらから変革する、この文化的な巻返し、あるいは価値の上の巻返しによって普遍性をつくり出す。東洋の力が西洋の生み出した普遍的な価値をより高めるために西洋を変革する。これが東対西の今の問題点になっている。これは政治上の問題であると同時に文化上の問題である。日本人もそういう構想をもたなければならない」(竹内好『アジアと日本』筑摩書房 2004 年)

世界規範形成能力における〈中国〉の限界と〈アジア〉の臨界

「西洋型の近代化モデルは、世界や他者とかかわっていくのにただ一つの適切な方法ではない」。「非西洋的な啓蒙の可能性への考察」は、「多極化の方法を構成するのに決定的」であることは自明だが、事実として存在する非西洋世界の「別の近代性の諸形態」は、すでにもはや、「西洋以外の歴史と伝統を顧慮することなく押しつけようと試みている近代性」によってハイブリッド化された後にある。

東アジアの多様性における共生

「……非西洋社会にとって選択肢がこのようなものしかないのであれば、暴力的な抵抗が勃発するのを目のあたりにしてなにを驚くことがあるだろうか？ いまこそ西洋化という夢から目覚め、西洋モデルの強制的な普遍化は平和と繁栄をもたらすどころか、この過程によって文化と生活様式が破壊された人々からの血なまぐさい応答を呼び起こすことにしかならないことははっきり自覚すべきである。それに加え、リベラルデモクラシーが唯一無二の優越性をもつという信念を疑義にさらすべきである。こういった信念こそが、リベラル派が政治的なものを否定するときの根本にあるのであり、世界はシュミットが観察したように、「普遍的 uni-verse」ではなく「多遍的 pluri-verse」であるという認識を徹底的に妨げてしまう」(Mouffe 2005:86-87)。

タウヒードと世界政治神学

多元多極的世界秩序構築におけるイスラームは、西洋それ自体の「複数形化」を促すとともに、一方で西洋思想を織り成している政治の諸概念における神学的な系譜について問いかけ、他方である決まった文脈、限定可能な文脈において、今まさに問いに付され脱構築されている政治の諸概念の存続を維持すること、その二つを同時に行うことを促す。これにより、「国民国家の主権について提起される脱構築的な問いかけ、政治の本来の意味における非宗教化すなわち神権政治と政治の分離を前提とする」、デリダのいう〈来るべきデモクラシー〉の承諾を導く。

「……私たちが最優先の責務とみなすべきなのは、アラブ・イスラーム世界において政治の非宗教化という観念や、神権政治と政治の分離という観念を広めようと努力している組織あるいは個人と連携することだと思います。そしてこのことはまた、政治や民主化への敬意だけでなく、信仰や宗教に対する敬意が払われてこそ実現することでしょう。……これにはもちろん政治的なものとい

う概念の変化、とりわけ政治的なものという概念の非宗教化、と私が呼んでいることについて自問する必要があります。政治的なものというのは、いわゆる〈西洋的な〉政治思想において最も基本的な概念のひとつとして残っていますが、根本的には神学的なものなのです。」(デリダ)

むすびに

〈方法としてのタウヒード〉

Ⅲ 要旨

第2日(2月14日)

APEC：太平洋の懸け橋の将来展望¹

環日本海経済研究所（ERINA）

中島 朋義

APEC は 2009 年に結成 20 周年を迎えた。アジア太平洋地域の経済発展のために、ボゴール目標に示される貿易・投資の自由化を目指す「開かれた地域主義」を掲げた APEC の歩みは、平坦なものではなく、その成果も必ずしも多くのメンバーの希望を満たすものとはならなかった。

今、APEC のメンバーの多くは域内、域外の国・地域と、二国間あるいは地域 FTA を締結し、排他的な枠組みで貿易・投資の自由化を実現している。また、APEC の重要な一極である東アジアにおいては ASEAN+3、ASEAN+6 といった枠組みで、地域経済統合が模索されている。そしてこうした動きは、そこから排除される可能性を持つ米国にインパクトを与え、その対東アジア通商政策に大きな変化を生じさせた。今、米国はその具体的な回答として、APEC 全体を領域とする FTA、FTAAP を提案している。

本稿では、こうした環境の変化を前提に、貿易・投資の自由化という分野において、東アジアと米国を結ぶ唯一の国際組織である APEC の今後を展望したい。

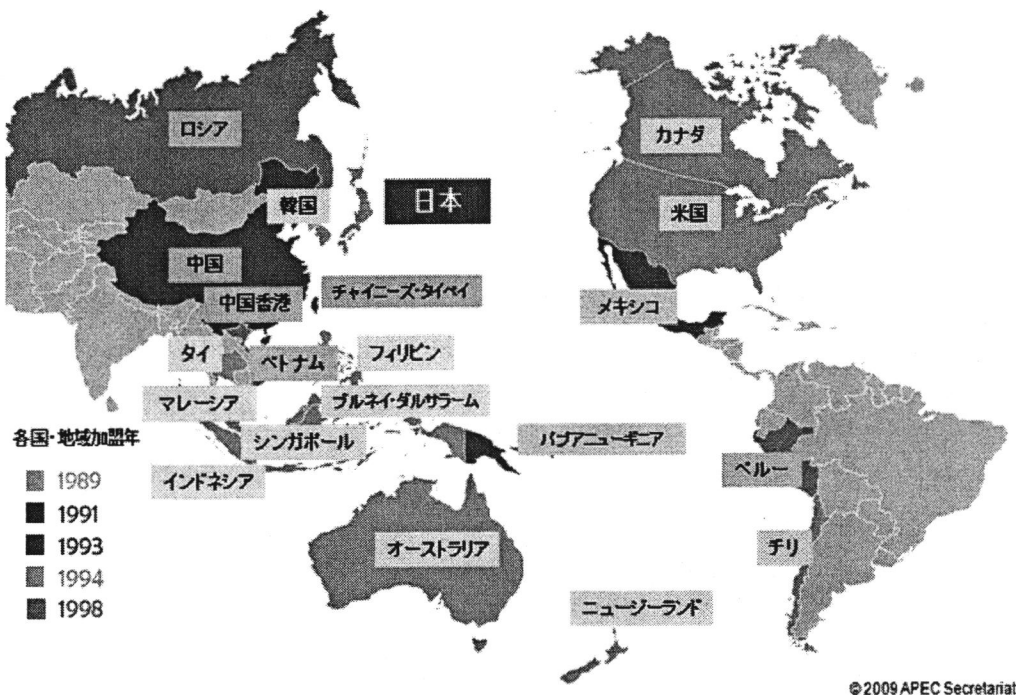
1. APEC の概要

アジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation: APEC）はオーストラリアのホーク首相の呼びかけにより、アジア太平洋地域の経済発展及び地域協力のための組織として 1989 年に結成された。当初は日本、米国、オーストラリアなど、12 カ国・地域をメンバーとした（図 1）。その後、メンバーは増加し、現在は中国、ロシアを含む 21 カ国・地域に拡大している。経済規模においては、2008 年に世界の GDP の 53%、総貿易額の 43%を占める規模となっている²。

¹ 本稿は青木健・馬田啓一編著『グローバル金融危機と世界経済の新秩序』第 15 章の再録である。

² 経済産業省 HP より。

(図 1) APEC の参加メンバー



(出所) 経済産業省

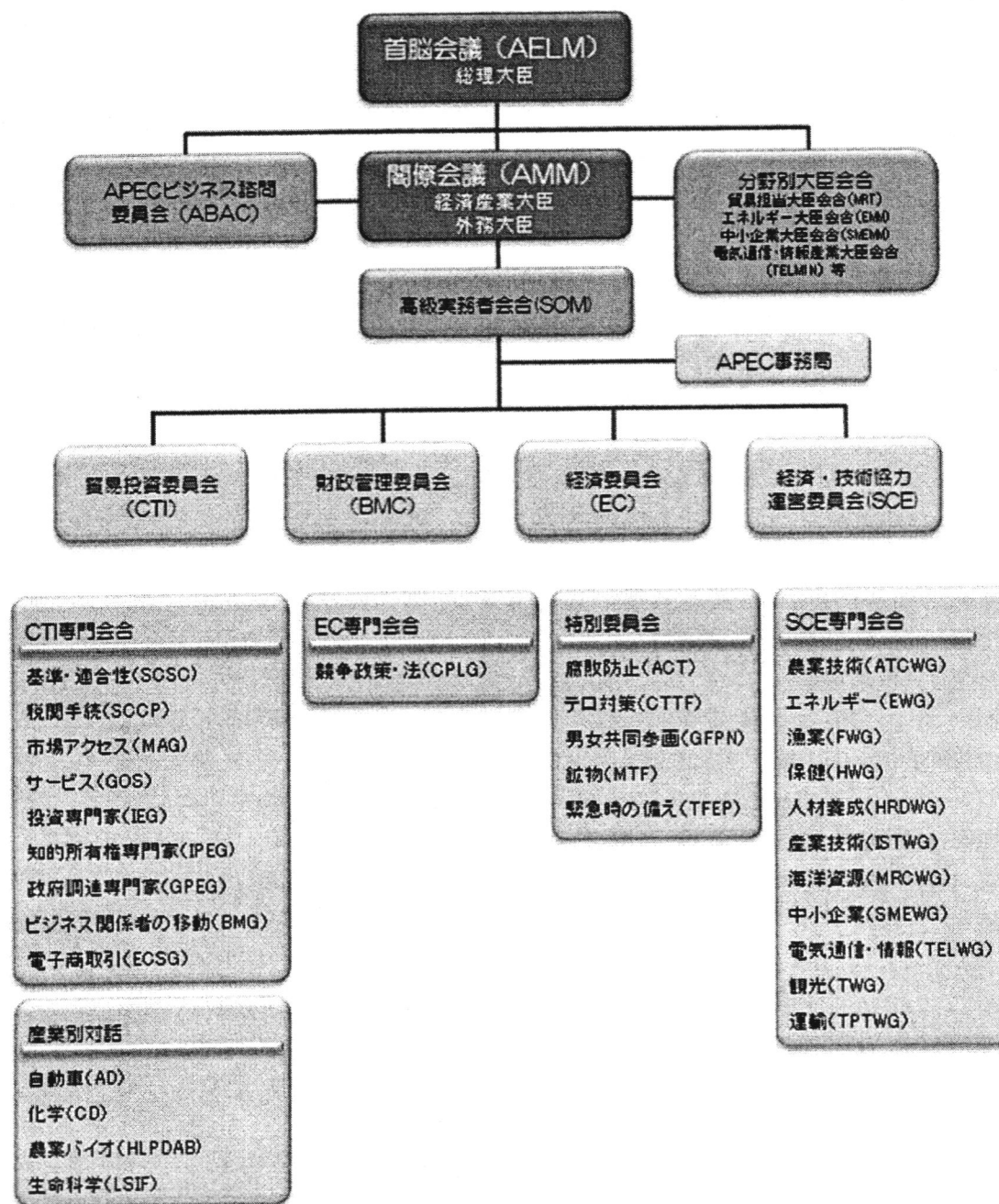
APEC は 1994 年にインドネシアのボゴールで開催された首脳会議において、貿易・投資の自由化について、ボゴール目標に合意した。その内容は「先進経済は 2010 年までに、発展途上経済は 2020 年までに、自由で開かれた貿易と投資を達成する」というものである。この目標の達成に向け APEC メンバーは、以下の 3 分野（APEC の 3 本柱）を基本理念として、活動を行っている。

- 貿易と投資の自由化
- ビジネスの円滑化
- 経済・技術協力

また APEC は「開かれた地域主義（Open Regionalism）」を標榜し、域内の貿易・投資の自由化で実現された成果は、最恵国待遇の原則を通じて域外国に対しても適用されることを原則としてきた。

APEC はその目的のために、多段階の機構を備えている（図 2）。例年秋に開催される首脳会議、及びその事前準備として開催される閣僚会議が機構の中心となる。この他に、貿易、エネルギー、中小企業、電気通信などの分野ごと的大臣会合があり、それらの下に多くの分野の政策課題に取り組む専門会合が設定されている（図 2）。この他、諮問機関として、首脳会議に対し域内のビジネス界からの提言を行 APEC ビジネス諮問委員会（APEC Business Advisory Council: ABAC）が設置されている。

(図 2) APEC の機構



(出所) 経済産業省

2. APEC と米国の関与

米国は APEC の設立メンバーの一つとして、当初からその活動をリードする立場をとってきた。しかしこれまでの 20 年を振り返ったとき、APEC の活動を通じてもたらされた政策的果実は、必ずしも米国の期待を満たすものではなかった。またそうした現実の中で、米国の APEC への関与も時期によって濃淡のあるものとなった。以下では寺田 (2009) の整理をもとに、米国の APEC へ

の関与を振り返る。

APEC 結成当初の第 1 期（1989～95 年）において、米国は 1993 年にシアトルで APEC としての第一回の首脳会議をホストするなど、積極的にその活動に関与した。この中で米国は、貿易・投資の自由化の合意について、APEC として何らかの法的拘束力をもたせることを目指したが、他のメンバーの賛同を得られなかった。結果として 1994 年のインドネシアのボゴールにおける第二回首脳会談において、ボゴール目標が拘束力を持たない合意として成立することとなった。

第 2 期（1996～2000 年）においては、米国はボゴール目標の実現に向けて、特定分野で先行実施する早期自主的分野別自由化（EVSL）の実現を目指したが、日本などの消極的姿勢により、実質的な成果は乏しかった。

このような経緯を通じて、米国は貿易・投資の自由化を実現する場としての APEC の実効性に、疑問を持つようになっていったと考えられる。こうした中、2001 年 9 月 11 日の同時多発テロが発生し、米国は APEC の場においても対テロ対策など安全保障問題を議論するようにアジェンダを選定した（第 3 期（2001～05 年））。しかし、対テロ対策の実効的成果は乏しく、またこのような米国の姿勢は、経済問題に関する議論の場として APEC の役割を重視するアジア諸国の反発を買うことともなった。

一方、第 3 期においては、「開かれた地域主義」を標榜してきた APEC 域内においても、排他的性質を持つ二国間 FTA³などの締結が増加してきた。また ASEAN+3（日中韓）⁴、ASEAN+6（日中韓、インド、オーストラリア、ニュージーランド）⁵など枠組みで、東アジア経済統合の議論が開始されるなど、APEC をめぐる国際環境が大きく変容しつつあった。

第 4 期（2006 年～）においては、これらの環境変化を受けて、米国は APEC の場で、アジア太平洋自由貿易圏（Free Trade Area of the Asia-Pacific: FTAAP）という対抗案を提示することとなった。

ここにおいて米国の「開かれた地域主義」の理念との決別は、明確となった。次節ではこの第 4 期以降の FTAAP を巡る経緯について、より詳しく整理する。

³ 日本政府は、物財・サービスの貿易だけではなく、投資、労働移動、知的財産権、基準認証など、多様なテーマを含んだ自由貿易協定を、経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）と呼称している。しかし例えば NAFTA に示されるように、近年の FTA の多くは、その呼称の下に物財・サービス貿易以外の事項を扱っている。したがって本章では個別の協定の固有名称以外は FTA の語を用いる。

⁴ ASEAN10 カ国と、日本、中国、韓国の計 13 カ国による経済統合の枠組み。1997 年以来、ASEAN+3 首脳会談を開催。通貨危機を防止するための通貨スワップ取極、チェンマイ・イニシアティブなどいくつかの経済協力措置を実現した。地域における FTA 構想としては、EAFTA（東アジア自由貿易協定）があり、共同研究を経て 2009 年の首脳会談において、政府間で議論することに合意。

⁵ ASEAN10 カ国と、日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドの計 16 カ国による経済統合の枠組み。2005 年以降、東アジアサミット（EAS）を開催。地域における FTA 構想としては、CEPEA（東アジア包括的経済連携）があり、共同研究を経て 2009 年の EAS において、政府間で議論することに合意。

(表 1) 米国の APEC への関わりの変遷

期間	主な動き
第 1 期 (1989～95 年)	1993 年の第一回首脳会議開催国として、APEC の国際的重要性を高めた。しかし続くインドネシア・ボゴールにおける首脳会合で貿易・投資の自由化を主要議題としようとするが、法的拘束力を持たせることに失敗。拘束力をもたないボゴール目標が採択。
第 2 期 (1996～2000 年)	ボゴール目標の実現について、1996 年のマニラにおける首脳会合で、独立行動計画 (IAP) と共同行動計画 (CAP) からなる自由化実施方法を採択される。しかし、特定分野で先行実施する早期自主的分野別自由化 (EVSL) の内容 (水産品、林産品) について、日本の合意を得られず、自由化の実質的成果は乏しかった。
第 3 期 (2001～05 年)	9.11 同時多発テロの発生を受け、APEC の場においても安全保障問題を扱うようアジェンダを設定したが、その効果は表れず、経済に関する議論の場として、APEC の役割を重視するアジア諸国の反発を招く。
第 4 期 (2006 年～)	米国は FTAAP を提唱、APEC を領域として、FTA による法的拘束力を持った貿易・投資自由化を指向する。

(出所) 寺田 (2009) を参考に筆者作成

3. FTAAP

2006 年 11 月にベトナムのハノイで開催された第 14 回 APEC 首脳会議において、APEC 全体をカバーする FTA である FTAAP 構想が取り上げられ、採択された宣言文には“長期的展望”として検討を行うことが盛り込まれた。菅原 (2006) によれば、FTAAP 構想自体はこのとき初めて APEC の場で取り上げられたものではない。そもそもは APEC に対しビジネス界の立場から提言を行う組織である ABAC が、2004 年にチリのサンチアゴで開催された第 12 回 APEC 首脳会議で提案したものである。しかしその場においては多くの異論が出され、積極的な議論の対象とされることはなかった。また翌年の韓国の釜山における第 13 回 APEC 首脳会議においても同様の扱いであった。

このような消極的な反応は、この構想には、世界の GDP の半分を占める APEC の領域をカバーする FTA を構築すること自体が困難である、域外に対して差別的な機能を有する FTA がこれまで「開かれた地域主義」を標榜してきた APEC の姿勢と根本的に矛盾する、という二つの大きな問題点があったためと考えられる。

その FTAAP 構想が、2006 年にいたって、唐突に議論の対象として取り上げ

られた理由は、米国がこの構想を推進する方向に政策を転換したためである⁶。なぜこのような政策転換が行われたのか、以下ではその背景について分析したい。

ワシントン DC のシンクタンク、Peterson Institute for International Economics の C. Fred Bergsten は、FTAAP 構想の提唱者として知られている。Bergsten (2007) に示された、FTAAP の目的として期待されるところを以下に掲げた。これらの項目は、必ずしも当時のブッシュ政権の見解を代弁したものではないが、これらについて検討を加えることは、FTAAP が米国のもたらす便益を整理し、そこからブッシュ政権の政策転換の理由を理解するために役立つと考える。

- ① ドーハ・ラウンド成功のための触媒
- ② ドーハ・ラウンドが失敗もしくは難航した場合の貿易自由化代替案 (Plan B)
- ③ アジア太平洋地域における、二国間、地域 FTA のさらなる拡散による、新たな貿易上の差別と不調和の発生を防止する
- ④ 東アジア（そしてあるいは西半球）が、アジア太平洋地域を分裂させる、「太平洋の真ん中に線を引く (drawing a line down the middle of the Pacific)」というリスクを回避する
- ⑤ 米中経済摩擦の改善
- ⑥ APEC 自体の再活性化
- ⑦ 米国のアジア及び世界における貿易問題への関与を持続させる

これらの中で重要と思われるのは、④の「アジア太平洋地域の分裂の回避」という目的である。ブッシュ政権による FTAAP への支持が、ASEAN+3、ASEAN+6 などの形で、東アジアの経済統合の議論が高まる中で打ち出されてきた点を考えるならば、こうした考えが政策形成の背後にあったと考えることは無理ではなかろう。

一方、①については、かつてボゴール目標に向けた APEC の動きが、当時の EC を刺激し、難航していたウルグアイ・ラウンドの交渉を促進したという事例の再現を狙った考え方といえる。しかし実際問題としては、FTAAP を実現するには、ドーハ・ラウンドの合意形成を上回る困難が予想される場所である。また、単に構想を打ち出すだけで、ウルグアイ・ラウンド時のように、ヨーロッパなど域外国に対する牽制として機能するかどうかは疑問である。ボゴール目標の実質的な破たんという APEC の現状は、そうした効果をさらに低下させていると考えられる。したがってブッシュ政権がこれを主要な目的として政策の転換を図ったとは、考えにくいところである。

⁶ ブッシュ大統領はハノイ会議に先立って訪問したシンガポールの大学における演説で、FTAAP を真剣に検討するに値する構想と述べた。

また②については①を補完する考え方といえよう。この他の③、⑤、⑥、⑦はそれぞれ、FTAAP 形成の主たる目的というよりは、副次的に期待される効果と考えた方が適当な項目といえよう。

これらを総合的に考えると、ブッシュ政権の政策転換の背景には④に示されるように、東アジア経済統合に対する牽制の意図があったと見ることができよう。

2009 年に発足した民主党のオバマ政権は、当初リーマン・ショック後の経済危機への対応に追われ、その独自の通商政策の構築は遅れた。しかし 2009 年後半に入ると、前政権同様、FTAAP を重視する姿勢が明確となってきた。11 月にシンガポールで開催された第 17 回 APEC 首脳会議では、米国のイニシアチブにより FTAAP 構想の検討の継続が宣言文に盛り込まれた。これによって、FTAAP 構想は政権交代を経ても変更されない、米国の対東アジア通商政策の要であることが示された。

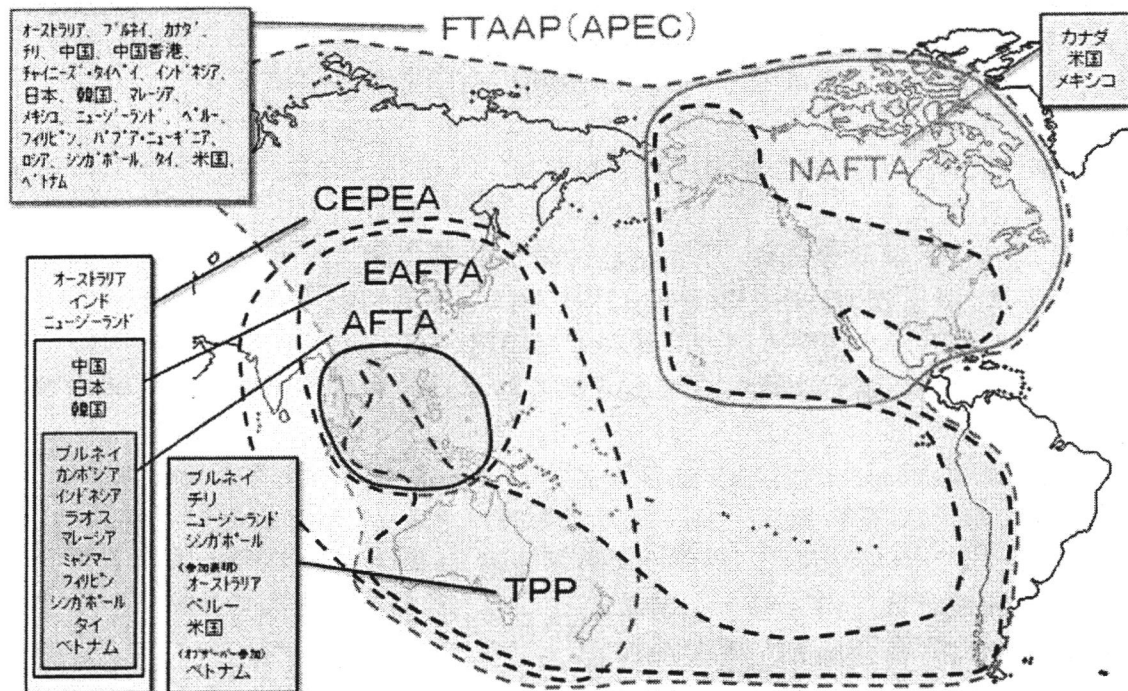
一方、日本においては、2009 年 9 月に民主党を中心とする政権が発足した。同政権が同年 12 月に発表した「新成長戦略（基本方針）」においては、「2010 年に日本がホスト国となる APEC の枠組みを活用し、2020 年を目標にアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を構築するための我が国としての道筋（ロードマップ）を策定する」ことが明記された。

（表 2）FTAAP 及び TPP に関する動き

年	月	事項
2004 年	11 月	チリ・サンチアゴで開催された第 12 回 APEC 首脳会議で、ABAC が FTAAP を提案
2006 年	11 月	ベトナム・ハノイで開催された第 14 回 APEC 首脳会議で、FTAAP が議題として取り上げられる
2008 年	9 月	米国通商代表部、TPP への参加を正式に発表
2009 年	11 月	オバマ米大統領、東京都内で行った演説で TPP への参加を正式表明
	11 月	シンガポールで開催された第 17 回 APEC 首脳会議で、FTAAP 構想の検討の継続が宣言文に盛り込まれる
	12 月	鳩山政権の発表した「新成長戦略（基本方針）」に、2020 年を目途に FTAAP の構築するためのロードマップを策定することが明記される
2010 年	3 月	米国他も加わった拡大 TPP の第一回交渉が開始

（出所）各種資料より筆者作成

(図 3) APEC メンバーに関連した主な FTA (構想段階を含む)



(出所) 経済産業省

4. TPP

上記のようにブッシュ、オバマ両政権を通じて、FTAAP を対東アジア通商政策の中心として堅持する米国の姿勢は一貫しているように見受けられる。

しかし一方で、多様な国・地域を含む FTAAP の実現には、長い時間がかかることも予見しうところである。米国にとって、より短い期間で実際の経済効果をもたらしうる代替案も同時に必要とされよう。これらに関し、Barfield (2007) は、米国が今後採る可能性のある四つのシナリオを提示している。

- ① 今後も東アジア諸国との二国間 FTA を推進する
- ② APEC 加盟国・地域のうちの有志による FTA を目指す
- ③ FTAAP の実現を目指す
- ④ 当面事態を静観するが、何らかの動きが生じた場合には日本、韓国、シンガポールなどの同盟国と協力し対応する

以上のうちで、①は ASEAN 諸国、韓国などとの間で進めてきた過去の二国間 FTA の路線を継続するというもので、選択肢としては最も保守的なものといえる。一方、③は先に紹介したように長期の戦略となる。

②は①と③の折衷案であり、全体的なヴィジョンの提示と、漸進的なアプローチという、二つの長所を併せ持つという利点を備えている。この点では、③

を補完する意味で、政策の選択肢として選ばれる可能性は高いと考えられた。

実際にブッシュ政権は、2008年9月にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4か国によるFTA、環太平洋戦略的経済パートナーシップ（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership: TPP）に参加することを表明した。同協定にはその後オーストラリア、ペルーも参加を表明しており⁷、まさに Barfield のいう“有志による FTA”と位置づけられる。

オバマ政権への移行に伴い、米国の TPP の協議への参加は、当初の予定より遅れることとなった。しかし、オバマ大統領は 2009 年 11 月の APEC 首脳会合に先立って、訪問中の東京で行った演説の中で、TPP の推進を表明。2010 年 3 月には米国も参加し、公式協議が開始されている。

米国は日本、二国間 FTA を交渉中であったマレーシアなどにも、TPP への参加を呼び掛けており、TPP を対東アジア通商戦略における当面の主要手段と位置付けている。米国のリードによって TPP へ参加する APEC メンバーが増加していけば、FTAAP の具体化を促進する要因となりうる。また TPP は、内容的にも関税撤廃の例外品目をほとんど認めず、サービス、投資など包括的合意を目指す先進型の FTA を指向している。そのレベルの高さは、アジア太平洋地域における他の FTA 構想にもインパクトを与えよう。

いずれにせよこの FTA の動向は、APEC の今後に大きな影響を与えることとなる。

5. むすび

以上のように、本章では米国との関わりを中心に APEC を巡る動きを振り返ってきた。2006 年以降の FTAAP を巡る議論の開始は、貿易・投資の自由化という最も重要な分野において、APEC の「開かれた地域主義」という概念が、空文化している現実を明らかにしたといえる。米国は明らかに、ASEAN+3、ASEAN+6 などの東アジア経済統合の枠組みに対抗する手段として、APEC の活用を目指している。“有志による FTA”である TPP は、その補完的役割をなっている。

前述のように、現在の APEC は多層的な組織を持ち、経済に関する多様な分野について協議する場となっている。したがって、今後ともアジア太平洋地域において一定の存在意義を持ち続けるであろう。しかし APEC 設立の最大の目的であった域内の貿易・投資自由化については、「開かれた地域主義」を掲げたボゴール目標の現実性は失われ、代わって TPP を含む域内の FTA 構想が主役の座につくこととなろう。さらにその中で、米国の意図する APEC 全域をカバーする FTAAP が、長期的に現実のものとなりうるか否かについては、現時点では不確定といえる。

翻って日本は、民主党政権の下、APEC の場を通じた FTAAP の推進を通商政策の中心に据えようとしている。しかし一方で、同政権は東アジア経済統合

⁷ TPP にはベトナムもオブザーバー参加を表明している。

への積極的な関与も標榜するところである⁸。はたして、こうした戦略目標の間に矛盾は生じないのであろうか。また、長期目標としての FTAAP の成否はひとまず置くとしても、短期的には米国が参加を呼びかける TPP にどのように対応していくのか。まさに日本の通商政策全体を通じた、整合的な戦略の確立が必要とされる局面といえよう。

(参考文献)

[日本語文献]

- 佐々木高成 (2009) 「米オバマ政権のアジア太平洋戦略」、浦田秀次郎・日本経済研究センター編著『アジア太平洋巨大市場戦略』日本経済新聞出版社、第 3 章
- 菅原淳一 (2006) 「突如浮上したアジア太平洋 FTA (FTAAP) 構想～進展する東アジア経済統合への米国の関与～」みずほ総合研究所、『みずほ政策インサイト』2006 年 12 月 8 日発行
- 寺田貴 (2009) 「米国と APEC の 20 年」、浦田秀次郎・日本経済研究センター編著『アジア太平洋巨大市場戦略』日本経済新聞出版社、第 2 章
- 中島朋義 (2008) 「東アジア経済統合と米国の対東アジア通商政策」、環日本海経済研究所、ERINA Discussion Paper No. 0804

[英語文献]

- Barfield, Claude. (2007) "US Trade Policy: The Emergence of Regional and Bilateral Alternatives to Multilateralism", *Intereconomics Review of European Economic Policy*, Vol. 42, No. 5, Springer
- Bergsten, C. Fred. (2007) "A Free Trade Area of the Asia-Pacific in the Wake of the Faltering Doha Round: Trade Policy Alternatives for APEC", in Charles E. Morrison and Eduardo Pedrosa (eds.) *An APEC Trade Agenda?*, Institute of Southeast Asia, Singapore

⁸ 2009 年 8 月の総選挙における民主党のマニフェスト (政権公約) には「東アジア共同体の構築をめざし、アジア外交を強化する」との項目が盛り込まれている。

Harmonizing Tariff Nomenclature in East Asia: Assessment of ASEAN's Approach for Economic Integration

Inkyo CHEONG

Dep't of Economics, Inha University

Personal Homepage: www.FTAinfo.net

1. Overview

According to the World Customs Organization (WCO), over 98% of the merchandise in international trade is classified in terms of the "Harmonized System" or simply "HS", and the tariff nomenclature (TN) is used by more than 200 countries and economies as a basis for their customs tariffs and for the collection of international trade statistics. Since individual countries are allowed to have detailed classifications of TN above the WCO's six digit code, each country has its own version of tariff nomenclature, and disputes over TN happen frequently.

There are several sources of disputes over TN: the intrinsic limitations of tariff classification, different understanding of TN, development of technology (especially in electronics), new products with the fusion of technology, the purpose of tariff revenues, policy consideration for protecting domestic industry, and etc. Here it should be underlined that in addition to the intrinsic limitations of TN, tariff classification can be utilized for protectionism, depending on the policy purpose of the individual country, and trade disputes happen as a result.

As the number of Korea's FTAs grows, Korean businesses face troubles in identifying the HS codes for their products in order to benefit preferential treatment given by FTAs. Also, there are complaints by business that the tariff margins for their exports are smaller than expected due to misclassification of their products by importing customs authorities. Therefore, they request customs agent to publish the concordance table of HS codes among FTA member countries before the implementation of FTAs.

AFTA introduced ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature (AHTN) in order to minimize the dispute over TN, and its intention for extending the AHTN into five ASEAN+1 bilateral FTAs deserves positive evaluation. In fact, Korean companies face difficulties in identifying the tariff codes of their products in utilizing the ASEAN-Korea FTA. However, non-ASEAN countries are not familiar with the AHTN scheme, and may be interested in the difference

between AHTN and the 6 digit HS by the WCO. The adoption of a region-wide TN needs thorough feasibility examination and it may be promoted based on the building of a regional consensus.

2. Intrinsic Limitations of the HS (TN)

Although the HS was a logically, well-defined classification of commodities for tariffs, statistics, insurance, logistics and etc., there are limitations in catching up to the speedy progress of science and technology, different interests of major countries, and the complexity of current global trade. The HS is useful for statistical purposes, but careful interpretation of trade statistics is needed in that it is classified on the materials and process stages, not industrial structures. Differences in living styles between the East and the West make current HS less attractive. For example, the acorn is used for food in Korea, but it is classified as a non-edible forestry product in the HS.

Depending on the edibility, products are classified into different Chapters. Edible products are classified as Chapter 02 and Chapter 03, but non-edible animal products as Chapter 05 and animal feed as Chapter 23. Traders complain tariff classification conflicts between codes for edible products and codes for non-edible goods. Frequent conflicts arise with the classification of agricultural products, especially classification between raw materials and processed products, and confusion between classification based on substance of the products and the classification based on the usage.

Although the WCO has made efforts so far for improving the HS classification and minimizing the conflicts over TN, the intrinsic limitations of the HS still remain. It can be said that AHTN extension to non-ASEAN countries via ASEAN+1 FTAs can be a good idea in facilitating intra-regional trade, but it should be admitted that the intrinsic limitations of tariff classification itself produce trade conflicts.

3. Harmonization of Tariff Classification

From the viewpoint of trade conflicts over tariff classification, AHTN provides several implications for regional economic integration in East Asia. First, in general a Customs Union (CU) is better than an FTA in promoting deeper economic integration, since the former adopts common external tariffs and tariff classification, while FTAs allow individual countries to maintain their own system. AHTN can be a stepping stone for deeper economic integration as the second option for a CU, if the whole East Asian countries adopt. Second,

although it will take time to finalize a region-wide TN, the harmonization of TN in East Asia will be helpful for trading companies' identification of tariff lines and preferential margins under ASEAN+1 FTAs.

The experience of AHTN tells of the difficulties of adopting a region-wide common TN. Although ASEAN has promoted to adopt AHTN since 1997, individual countries still have quite different HS systems even though countries have officially adopted AHTN, since the AHTN allows the alignment of the national tariff nomenclature of each member country. Adhering to the 6-digit level of the HS, the seventh and eighth digit codes are assigned to ASEAN subheadings.¹ Among ASEAN countries, total numbers of tariff lines are different in Indonesia, Malaysia and the Philippines according the tariff concession in the ASEAN-Korea FTA. The Closer Economic Relations (CER) between Australia and New Zealand, which began free trade in the 1990s, has different tariff classifications in the ASEAN-Australia-NZ FTA. There are bigger differences of the numbers of tariff lines in China, Japan and Korea.

Table 1. Number of Tariff Codes for ASEAN+1 FTAs

	ASEN-Korea FTA				A-C FTA	A-J FTA	A-A-NZ FTA		CEPA
	Philip pines	Indon esia	Malay sia	Korea	China	Japa n	Austra lia	New Zealan d	India
HS digit	8	10	8	10	8	9	8	8	8
# of tariff lines(A)	8,574	8,737	8,713	11,881	7,924	9,025	6,169	7,288	11,710
# of tariff lines for HS 84 and HS 85(B)	2,040	1,871	1,253	2,030	1,462	915	949	1,178	1,746
Share(=B/A*100)	23.79	21.41	14.38	17.09	18.45	10.13	15.38	16.16	14.91

* A-C FTA: ASEAN-China FTA, A-J FTA: ASEAN-Japan FTA, A-A-NZ FTA: ASEAN-Australia-NZ, CEPA: India-Korea FTA

** The number of tariff lines can differ from those of national tariff nomenclature in ASEAN+1 FTAs.

While total numbers of tariff lines for selected ASEAN countries are 8,500 - 8,700

¹ Homepage of Philippine's Tariff Commission(<http://www.tariffcommission.gov.ph/ahtn.htm>)

with some convergence, Northeast Asian countries have different HS digits from 8, 9 to 10, and numbers of total tariff codes are wide from 7,924 (Japan) to 11,881 (Korea). Structural differences are more serious in the case of Chapter 84 (machinery and mechanical appliances and parts) and Chapter 85 (Electrical machinery and parts; home appliances). Shares of Chapters 84 and 85 out of the total number of tariff lines have wide differences, such as from 10.13% (Japan) to 23.79% (the Philippines). The products under the two Chapters are most heavily traded in East Asia, and have become the most frequent items under international trade conflicts over tariff classification in the world. Also, it is analyzed that even ASEAN countries have substantial gaps in the number of tariff lines for the two Chapters, and need more harmonization and cooperation under the AHTN.

4. Harmonization of Tariffs across Products

Different tariff classifications across countries and *ad hoc* interpretation have become the reasons for trade conflicts over TN. However, differences of tariffs across products in a country may be a more important factor in some sense. One of major cases that importers complain about tariff classification is the burden of high tariffs due to irrational tariff classification from international practices. Here, protectionists' policy positions will work toward charging higher tariff rates.

Table 2. Number of Tariff Codes for ASEAN+1 FTAs
(unit: %)

HS code	Description	tariff rate
8517.12	Cellular phone	0%
8525.80	Digital camera, Video camera	0%, 4.9%
8526.91	Wireless navigator	3.7%
8528.72	TV receiver	14%

Although the tariff classification has limitations in reflecting fast technology development and the fusion of technology, cases in which protectionists' positions have become the background for trade conflicts over tariff classification happen frequently in reality. For example, some European countries charged a 14% tariff on imported mobile phones with DMB TV receivers, while cellular phones are imported free. With the resolution of the WCO HS committee, European countries withdrew the case one year later, but this clearly shows that tariff

differences across tariff codes can be the reason for intentional misclassification of tariff codes.

Regarding intentional misclassification for the charge of high tariff rates, there are wide tariff gaps across East Asian countries. ASEAN+6 countries' average tariff rates on electrical machinery, which are heavily traded in East Asia, are 4-6% for most countries, but maximum tariff rates are very wide from 5% (Japan) to 50% (Malaysia). Australia and New Zealand place 42-47% tariffs on duty free items, but can charge 10-13% tariffs on sensitive items.

Table 3. MFN Applied Tariff Rates for Electrical Machinery

	Philippines	Indonesia	Malaysia	China	Japan	Korea	Australia	New Zealand	India
Average Tariff Rate	4.0	5.8	6.5	8	0.2	6.2	3.28	2.6	6.9
Maximum Tariff Rate	30	15	50	35	5	13	10	13	10
Duty free in %	18.3	32.6	58.4	24	96.4	21.4	42.2	47.4	20.9

Note: HS codes for Electrical Machinery are HS846721-29 and HS85(excl. 850860, 852841, 852851, 852861, 8519-8523 excl. 852352)

Source: WTO Tariff Profiles

In order to avoid tariff classification to be a NTB, open trade policy position should be established in each country, and tariff gaps across detailed products in a sector should be narrowed for individual countries and in the ASEAN+1 FTAs. If flat rates are charged across all products, or trade is fully freed, there will be no *ad hoc* tariff classification, and no trade conflicts. Nobody claims trade conflicts over tariff classification on imports in Singapore.

For trade facilitation in East Asia, ASEAN's initiative for a common format of TN in ASEAN+1 FTAs needs to be considered by non-ASEAN countries, and for deeper economic integration, East Asian countries should improve tariff concessions in ASEAN+1 FTAs. Countries should design a region-wide FTA, EAFTA or CEPEA, which targets to eliminate intra-regional tariff completely in a short period of time in order to minimize misclassification of products from the protectionists' viewpoints.

5. Further Related Issues

Although ASEAN countries adopted the WTO system for customs evaluation, the import clearance procedures differ in detail among the member countries, and many of them need to improve customs clearance in documentary examination, tariff classification, cargo inspection and post-audit. Without the improvement of rules and practices in customs clearance, the effects of the introduction of the AHTN will be limited for ASEAN and East Asian countries in the context of ASEAN+1 FTAs.

It is difficult for customs clearance to be enhanced without the improvement of human resources for better technical judgment, in addition to functional hardware such as computers and networks. Building human resources does not confine customs officials. Trading brokers, trade association, and trade experts, and economic agents, who are involving customs clearance, should be educated and trained regularly in order to recognize recent trends of tariff classification and related issues. Customs authorities of East Asia should establish information management system on tariff classification and reflect recent changes in the trade environment on the structure of TN, and improve transparency in tariff classification.

Since a country's TN reflects its industrial interests and trade policy position, it is not easy to introduce a region-wide TN in spite of economic gains. In that a common TN is a basic prerequisite for economic integration, its adoption needs to be discussed in ASEAN+1 FTAs in the mid-term project, while the concordance table of HS codes for East Asian countries may be one of very urgent tasks for the region. The concordance table will contribute to the trade facilitation in the ASEAN+1 FTAs, and regional cooperation in making the table will promote the discussion for the introduction of a common TN in East Asia.

中国の地域経済と外資系企業の環境変化 —長江デルタに立地している日系企業を中心に—

洪 明順

はじめに

13 億人超の人口を抱える中国は、農村から出稼ぎ労働者が大量に供給されていて、この安価で豊富な労働力と外国からの投資を結びつけ、沿岸部を中心とした労働集約型産業を発展させて来たのがこれまでの成長モデルだった。

その中でも、上海を中心として江蘇省の南京、蘇州、無錫、常州、鎮江、南通、泰州、揚州、浙江省の杭州、寧波、紹興、嘉興、湖州、舟山等を網羅した所を通常長江デルタ地域と称す。この地域は中国全土の 3% 足らずの面積しか占めてない地域でありながら全国 GDP の 4 分の 1 を占めることで地域経済としては最も注目されている。

本稿では、この長江デルタ地域に投資している企業を 80 年代 90 年代前半、90 年代後半から金融危機発生前まで、ポスト金融危機後の時期に分けて比較分析することにする。

その 30 年の歴史の中で、地域経済の発展経緯と投資環境の変化にスポットを当て、殊に日系企業が如何に巨大な中国市場獲得に参与すべきかを考察したい。

そうした外資系企業の投資環境の変化の中で、今後日本企業が如何に企業行動様式を戦略的に変化させていく必要があるかを若干の提言を行ってまとめたい。

I. 長江デルタ投資環境の歴史的変遷

今こそ上記のように、長江デルタ地域は最も注目される地域経済だが、80、90 年代は状況は少し違っていた。

(1) 80、90 年代の珠江デルタ地域

鄧小平氏对外开放政策が真っ先に 4 つの経済特区を設けたのは、香港に隣接しているシンセン、マカオに隣接している珠海、汕頭、台湾の対岸に位置するアモイがそれである。

その後 1985 年、珠江デルタ全体が沿海経済開発区として開かれた。香港、マカオに近いという地理的位置を生かして、香港、マカオの産業の拡散を受け入れ、大量の外資を導入し、同時に先進技術、設備、経営管理、最新の工業、商

業、科学の情報を入手し、比較的多くの労働力を必要とする加工製造業、たとえば紡績、服装製造業、電子、通信設備製造業、電気、機械、器材製造業、玩具製造業などを多く立ち上げた。

この一帯はすでに世界最大の電子、日用消費財の生産輸出基地の一つとなっていた。

外資誘致のための当初の優遇政策は、輸出入関税の免除（注 1）、所得税の 3 年間据え置き、経営自主権の保障等が経済特区では実施されていた。

経済特区の範囲は、その後 1984 年に上海を含めた 14 都市に広め、沿海地域を広く網羅した。天津、秦皇岛、大連、煙台、青島、連雲港、南通、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海等沿海都市が大きく開放政策を取られた。

1985 年の時点で、全国では長江デルタ地域、珠江デルタ地域、閩南デルタ地域といった改革開放による大きく三つの地域経済が形成された。

そして、先に導入されたことや香港とマカオから近いという立地もあって、その中ではどちらかという珠江デルタ地域が初期の注目される要素が多かったといえる。

続く 1988 年には渤海湾周辺都市や海南島全島までも開放地域として広げた。中国全土から高学歴の労働者が南の島に移動して行ったことがいまだ記憶に新しい。後の中国の成功者のほとんどは最初に海南島にて失敗を沢山重ねた経験のある人達だと言われる。

この時期の海外にいる華僑 5000 万の役割は大きかった。その中で 2300 万人は東南アジアに分布され、600 万人は香港に、2000 万は台湾に分布されている。言語が通じるメリッドと根底に同じ民族であることの通じるものがあつたのだろう。

初期の外資企業は中国企業との合弁企業の形を取る比率の方が大きかった。それは、自動車産業のように中国政府の規制による投資条件としての合弁もあれば、内販型企業の場合、合弁の方が販売ネット・ワークを形成しやすい要素もあつたと見られる。この時期は「輸出型企業は独資、内販型は合弁」という図式が成立していた。

この時期の多くの企業は中国を「世界の工場」として位置づけ、自国の人件費より安い労働力を求めて、生産していたものを日本に全部逆輸入するか、欧米向けに輸出するかした。そして、それは先行して設置された優位から珠江デルタが注目された。

今は中国有数のグローバルハイテク企業へと成長した華為は 1988 年シンセンで、7, 8 人が日本円 3 万円を資本金に持ち寄って立ち上げた私営企業である。初期の 1984 年ごろ、通信機は外国の資本や技術を導入した合弁会社の製品が主

力であり、それに対抗する旧郵電部傘下の企業連合軍による純国内メーカーも出現するに至る。(注 2) その中で、華為技術が如何にして電子交換機のトップメーカーになって行ったか、そこに実は外資企業の投資環境の変化も潜んでいる。

基本的に日本企業あるいは外資企業の第一次投資ブームをきたした 1985 年～1987 年は繊維産業、雑貨・食品加工といった軽工業向け投資が華北地域の大連などを中心に行われたのに対して、この時期の珠江デルタ地域の投資は香港資本と台湾資本がメインだった。

それが鄧小平氏の「南巡講話」による外資導入の本格化をきっかけにし、電気・電子産業、機械産業を中心に華南地区あるいは珠江デルタ地域への対中投資ブームが起きた。

では、初期の珠江デルタ地域経済の繁盛期から比べ長江デルタはどうか。1990 年上海に上海浦東新区が新たな経済特区として新設され、これは以後長江デルタ地域経済発展の重要なきっかけになる。

(2) 90 年代後半からの長江デルタの台頭とその原因

長江デルタ地域は、外資系企業の工場投資の際に非常に重要な地域としてみなされるようになる。そのメリットとしては、インフラ整備の良さ、労働力資源の豊富さと土地コストの安価、地方政府の比較的柔軟さ、優遇政策にあったと思われる。

それだけではない。中国の民営企業、あるいは中小企業の最も集中している所は上海の周辺の浙江省と江蘇省である。

この時期は 1997 年のアジア経済危機が起きた後、世界的な IT ブームを背景に欧米系、台湾系 IT 関連企業の中国進出が盛んだったことが、部品産業の対中投資をも増加させた。2001 年の WTO 加盟が視野に入った 2000 年頃から中国巨大市場参入のための販売拠点の設置、R&D 基地の設置による増資の 8 割強は長江デルタに集中したと見られる。

だが、この 10 年間で中国の国情は大きく変わった。まず、「一人っ子政策」の影響で、16～39 歳の労働者数が 10 年前と比べると 7000 万人近くも減少した。内陸の農村部からはほぼ無尽蔵にやってくると思われていた農民工の数も減り、沿岸部などでは労働者の賃金が高騰している。去年の 5 月に中国全土で起きた工場ストライキが頻発しているのは労働力の需給逼迫「民工荒」(注 3) と無縁ではない。中国で最近話題になっている「ルイスの転換点」の議論(注 4)がそれを物語っている。

もう一つの理由として挙げられるのは、中国政府が進めている内陸地域の「西部大開発」や優遇政策により、故郷に U ターンする出稼ぎ労働者も増えてきたという。

中国では 2008 年に北京オリンピック開催、2010 年に上海万博開催とアジアングームの開催など、多くの国際イベントの開催が決まり、その後の継続的な経済成長を見込み、第 4 次投資ブームが到来の予定だった。

しかし、オリンピック開催後まもなくアメリカのサブプライム・ローンをきっかけに世界的金融危機が訪れる。

(3) ポスト金融危機後の長江デルタ投資環境の変化

2008 年に起きた経済危機以降、中国政府は世界の中でも最大級の景気対策を打ち出し、中国経済を含む世界経済が深刻な不況に陥ることから救いだす努力をした。2009 年、中国政府のインフラ投資支出はとても大きく、GDP の 30% にあたる 1.4 兆 US ドルの新たな融資を行った。

国内消費力が継続的に増加しており、消費高はすでに GDP の 35% に達し、一方で輸出高も GDP の 35% を占めている。現在、中国は世界で一番の輸出大国であり、同時に輸入大国にもなっている。特に、エネルギー消費量では近年大幅な増加を見せている。経済危機以降低迷している消費の中で中国は自動車販売台数が世界一位に躍り出るなど、従来の「世界の工場」だった中国は今同時に「世界の市場」でもある。しかも巨大な市場である。

リーマンショック以来、世界中の国々が深刻な不況に陥り、中国も例外ではなかった。中国政府が素早く打ち出した金融緩和や 4 兆元に上る内需拡大策を中心とした景気対策が効を表し、中国は一足早く景気回復に向い始めた。

では、中国政府はどういう対策を講じたのか？

まず第一に、2008 年 9 月以降、金融緩和が行われている。基準となる一年満期の貸出金利がすでに 5 回にわたって計 2.16% 引き下げられ、5.23% となり、融資に対する総量規制も廃止になった。

第二に、2005 年 7 月の管理変動制への移行から始まった「元高」傾向が 2008 年 7 月に一段落した。(注 5) それ以来人民元レートは 1 ドル=6.8~6.9 元前後に安定している。海外市場での需要が大幅に落ち込んでいる中で、人民元が安定化してきたことは、2008 年 8 月から 2009 年 6 月まで 7 回にわたる輸出付加価値税の還付率の引き上げとともに、輸出の下支えとなっている。その上、人民元の先物レートと現物レートに対するプレミアムによって示される人民元切り上げ期待も沈静化している。それゆえ、インフレの原因の一つであった海外のホット・マネーの流入が一段落している。

第三に、拡張的財政政策の目玉として、2008 年 11 月にインフラ投資を中心に、2010 年までに二年あまりの間に 4 兆元に上る内需拡大策の実施を発表した。これに伴う財政赤字を賄うために、2009 年に中央政府は 7500 億元の国債を発行し、同時に地方政府が 2000 億元の債券を発行するのを認め、財政部によって代理発行すると同時に、資金は省レベルの予算管理に組み込まれることになった。これは、実質上地方債の発行解禁である。

第四に、2009 年 1 月から 2 月にかけて、①鉄鋼、②自動車、③繊維、④設備製造、⑤石油化学、⑥軽工業、⑦電子情報、⑧船舶、⑨非鉄金属、⑩物流、かなる十大産業に対する振興計画が相次いで発表された。

第五に、消費の振興策として、農村部における消費の拡大を図ることが重要課題として掲げられ、「家電下郷」（注 6） 20 年前に「世界の工場」に安価な人件費を求めて生産を請け負ったり、工場を建設していた外資系企業はいま、人件費の引き上げ、ストライキによる管理リスクなどを抱えることに直面している。

以上のような景気振興策が効を奏したように見られ、中国は金融危機後、自動車販売台数は 2008 年後半には前年の水準を割ったが、2009 年に入ってから急回復し、6 月には前年比 36.5%と急増した。なかでも、車両取得税の減免措置を受けて、中国ブランドを中心に排気量 1600cc 以下の車種の売れ行きが好調となった。米国における自動車販売台数が急減する中で、中国は世界一の自動車市場として浮上している。

消費と公共投資の二本柱で構成された景気対策が有効に働き、中国は世界経済における存在感を増してきた。そして、いまや「世界の市場」としての中国を狙い新たに中国に投資してきた外資企業の第 4 次ブームが始まっている。

そういう外資企業の位置づけは、長江デルタが 8 割を占めているという。太平洋総本部とか大中国区域戦略として方向転換をしているグローバル企業が多い。

以上のような状況変換の中で、日系企業はさらに安価な人件費を求めて途上国に工場の立地を転換するのか（いわゆるチャイナ・プラスワン）、それとも人件費は上がって管理リスクは承知でありながら、中国の巨大市場を求めて中国にとどまるのか、企業の決断が迫られている時期にあるようである。

II. 日本企業の直面した問題点

従来、日本企業が中国に工場進出を考慮したのは、高い日本国内の人件費に比べコスト優位のある「世界の工場」を狙いだったことは言うまでもない。

しかし、近年中国国内の人件費の向上と昨年 5 月に全国規模で起きたスト

ライキ、沿海部の従業員不足など従来の投資優位は揺らいできた。

在中国日系企業の経営状況は日増しに営利水準の低下と業務環境の悪化に苦しんでいるように思われる。

JETRO が日系企業宛に行ったアンケートでは、下記のような問題が存在すると答えた企業（注 7）が多い。

1. 人件費コストの向上
2. 関税手続きの複雑化
3. 品質管理の困難化
4. 競合企業の増加
5. 原材料及び関連部品の現地調達が困難
6. 通関手続きの所要時間が長い
7. 顧客の価格引下げ要求が激しい
8. コスト削減余地が少ない
9. 通知、規則内容の宣伝が曖昧でわかりづらい
10. 税務（法人税、移譲税など）負担大
11. 新規顧客の開拓が停滞気味

以上のように、日系企業は中国での経営において多くの問題を抱えている。ますます激しさを増している「中国の市場」で生き残るために、やるべきことは何であるか。

長江デルタには中国国内でも民営企業あるいは中小企業が最も多く立地している浙江省があり、圧倒的にこの地域のビジネスマインドはすごい所がある。

近年急速に台頭してきた中国企業の成功企業の事例を挙げると、家電産業のハイアール（注 8）、自動車産業の BYD、奇瑞、吉利（注 9）、アパレル産業のヤンガー（注 10）、神州、パソコン産業のレノバ、IT 産業のアリババ、百度、外資系で言うとスーパーのカルフール、味千ラーメン、携帯電話のノキア、サムソン、などが中国市場で成功したいい事例である。

中国の多くの空港にはサムソンか LG のテレビが置かれている。80 年代には SONY が多かったのに、どうして LG やサムソンに取って代わられたか？その反面、熊本のラーメン屋味千ラーメンは日本ではさほど知られていないのに、どうして中国で成功できたのか？

日本の携帯は性能が良く、カッコいいのにどうして中国市場ではほぼ見かけないのか？ノキア、サムソンは中国市場で何をしたのか（注 11）？日本企業が技術優位はあるはずなのに、市場を持たなかった理由は何か、その対応策はあるか？

Ⅲ. 考えられる対応策

従来、80年代、90年代の日系企業は「世界の工場」である中国で安い人件費で加工したものを、日本に逆輸入するか、欧米への輸出にあてられ、それでうまく成り立っていた。それが金融危機以後、欧米と日本市場の市場沈滞で需要が落ち込むと企業の業績にも大きく響き、それにコスト引き上げの負担も加わって、日系企業は大いに苦しい立場に直面していると思われる。

1. そこで考えられる戦略の一つとして、従来の逆輸入と欧米向け輸出を中国現地市場で生産販売する方式にシフトすることである。その際に、現地中国市場のニーズを十分に汲み取る（注 12）必要があり、そのため、R&D 等研究開発基地を中国現地に設置するといいい。すでに大企業の多くは R&D を中国国内に移転させる動きをしている。なお、新興国インドやアフリカへの輸出も視野に入れる必要がある。大きな成長マーケットへのシフトである。

2. 日本の中小企業で長い時間をかけて開発した最先端技術を、長江デルタ地域の中国資本を使って商品化し、中国工場から世界に販売する戦略を立てる必要がある。技術優位性をどう生かすかがポイントである。

最もコアな技術は時間をかけて出し、段階を分けて出すと危機管理も可能である。最終完成品で勝負しにくい時は、基幹部品の販売に力点を移し（注 13）、関連部品を付加価値の高いものにしていく。

中小企業の膨大な技術のストックは今まさに逃してはいけないビジネス・チャンスにある。宝の持ち腐れにならぬよう、売れるうちにきちんと戦略を立てて売ること、そして中国企業と組んでインドとアフリカ市場のような新興成長国の市場を見逃さない。

2010年10月10日に、中国政府は第12次5ヵ年計画の中で戦略的新興産業として、①省エネルギー・環境保護、②新世代の情報技術、③バイオテクノロジー、④ハイエンド製造設備、⑤新エネルギー、⑥新素材、⑦新エネルギー自動車、を打ち出した。

3. 以上の新興産業分野での日本が所有して技術優位を活用する。中国の二線、三線都市の地方政府の助成金で行う技術更新に従来の技術のストックを活用すること。中国政府が主張しているグリーン GDP が目指しているのも資源利用効率の向上であろう。現在、中国の1万 RMB の工業成長のために必要な水の使

用量は日本の 18 倍、アメリカの 22 倍である。そこに日本企業の活路がある。

4. 最も重要なのは従来の固定観念を捨てて意識の転換をする必要がある。技術優位があるのは事実である。ただ、日本国内で近年強く叫ばれる「コンプライアンス」のはやり文句が企業の意思決定の緩慢さに繋がっていることに気をつける必要がある。意思決定の緩慢さは、取り残される可能性が大きい。現に、携帯電話や家電分野では韓国のメーカーや北欧のメーカーに比べ、日本企業は国内市場の域外にはほとんど出ていないと見る。個別市場のニーズを的確に汲み取る（注 14）努力をしないと危ない。

韓国企業のサムソンが一つの成功例であろう。韓国企業は中国を手始めに、インド西部、中央アジア地域、ロシアへ続く 21 世紀の高成長地域と呼ばれるマーケットを念頭に入れた戦略展開（注 15）を考えていると言われる。サムソンの携帯と家電が中国で比較的高いシェアを獲得しているのは、そうした企業戦略が大きな理由の一つであろう。

5. マーケティング戦略を考える際に「面で展開」するアメリカ流の広告・プロモーションと日本式のコミュニケーション重視のグローバル・マーケティングは、それぞれメリット、デメリットがあるが、価格設定における劣勢を如何に克服するかはネックになりそうだ。

実際、去年 9 月に上海で調査に出かけた台湾企業がある。この工場は台湾の大型タイヤ工場の支社を 80 年代の前半に広東省のシンセンに出すが、その時工場立ち上げに携わっていた人やコアの技術者で後ほど共同出資して別会社を立ち上げる。

1995 年に上海の郷鎮企業と合併会社を試みるもうまく行かず、2003 年に浙江省の平湖市にある国有タイヤ工場を買い取り、その隣に新しい工場も設立して新規オープンした。今はその地域で名だたる優良企業でオーナーの黄氏は地元台湾商工会議所の会長を務めている。

ただ、この工場では「労働力不足」に見舞われると同時に人件費の上昇もあって、内陸部の安徽省に工場をもう一箇所設立しているという。

以上、中国に投資してきた工場の典型的な投資ルートを辿ってきた一例である。開放当初に広東省の経済特区に来て、その後上海近辺へのインフラ環境等を考慮した移転、労働力不足と人件費上昇による内陸部への移転である。

中国に投資してきた外資系企業の投資環境変化に適合していく縮図だと言える。

IV. まとめ

2008 年に北京オリンピックが開催され、2010 年 6 ヶ月にわたる上海万博の開催による 7300 万人の観客を経て、同時にその間に金融危機を付帯する過程で企業の社会環境と投資環境は大きな変化を来している。かつて当然のように開かれていた先進国 G8 の会合が G20 になり、G2 の言い方さえ現れる。

胡錦濤氏の 1 月 18 日の訪米が世界各国のトップ・ニュースで取り上げられたのは中国の世界経済・政治の中の存在感の変容を語っている。

ポスト・エキスポの外資系企業のチャイナ・プラスワンは人件費を求める企業にとっては、移転が企業の意思決定に大きく作用しそうだ。ただ、中国の「巨大市場」を念頭に狙いを定めた企業はやはり中国にとどまる必要がある。そして、そこで戦略的な企業行動を展開していくべきであろう。

実際、去年年末に出かけたカンボジアで視察に出かけた際、プノンペンの経済特区では、何軒かの日本企業が投資を決めており、中には味の素など大きい企業の参入もみられた。

古い漫画本のクリーニング作業をし、その古本を日本に逆輸入するケースも見られた。チャイナ・プラスワンの好例だと言える。

最低賃金が 601 ドルと安く、何よりも勤務態度がまじめな所が訪問した先の企業の一致した評価だった。カンボジアで日本の投資ラッシュが起きているらしい。

80 年代の珠江デルタを髣髴とさせる光景である。新たにこれから海外進出を勘案している企業にとっては一つの選択として可能だろう。

しかし、中国にいったん投資した企業が工場移転するには、それなりの移転コストがかかるはずだ。長江デルタに立地している日系企業は中国で生産したものを中国で販売する方式へのシフトと、中国企業が近年成果を挙げているインドとアフリカ市場も見逃さずに意識転換をすべきだ。

中国政府が金融危機対策に打ち出した「家電の下郷」に日本のメーカーはどういう風に反応したのか？農村部で使う家電だから安価なものだったはずである。高品質で高いイメージのする日本製品はインドやアフリカは敬遠してきたが、ここがこの次の成長市場である限り、日本企業はそこに俊敏な反応が求められるだろう。そして、その点こそが大きなヒントである。

俊敏に市場に反応しない場合、日本企業はかつての技術優位から、「高かろう良かろう」の落とし穴に落とされである。

注釈：

(注 1). 丸川・中川編著『中国発・多国籍企業』第 1 章を参照

(注 2). 華為技術についての詳細なレポートは丸川 HP 及び注 1 著書、ジェトロ『中国のトップ・カンパニー』も参考可能。

(注 3). 「民工」出稼ぎ労働者の中国語表現で、近年「招工難」や「民工荒」という中国表現をそのまま引用の方が一般的な傾向があるので、本稿でも引用を試みた。

(注 4). ルイスの転換点：ウィリアム・アーサー・ルイスはイギリスの開発経済学者で、1979 年にノーベル経済学賞を受賞し、受賞理由は、発展途上国問題の考察を通じた経済発展に関する先駆的研究が評価された。

中国では、蔡仿氏の「中国経済発展のルイス転換点」という論文を発表したことがきっかけで近年中国で大きい論争がおきている。

ルイスによると、多くの発展途上国においては、農村部における大量の余剰労働者が存在するため、工業部門にとって、労働力の供給が実質上、無限大である。賃金は労働者の生存のために必要である最低水準に据え置かれることになるが、工業部門と農業部門における雇用は、それぞれの限界生産性と賃金水準が一致するレベルで決められる。外資導入などによる工業部門での生産性の上昇は賃金上昇を招くことなく、農業部門の余剰労働力を吸収する形で雇用の拡大をもたらす。

これに対して、完全雇用が形成される「ルイス転換点」を超えると、工業部門において農業部門の雇用を減らす形で労働力を確保するために、賃金水準を上げなければならないが、全体の雇用は増えない。

(注 5). 関志雄『チャイナ・アズ・ナンバーワン』のはしがきや「財経」雑誌 2010 年 5 月号から 2011 年 1 月号までを参照。

(注 6). 「下郷」はかつて文化大革命の時代に都市部の学生を農村部に行かせた文革用語で、世界金融危機の内需振興策として「家電下郷」「自動車下郷」と延用しているとは興味深い。日本でいうエコカー減税とかエコポイントに相当する。

(注 7). 2001～2010 年「日系経済白書」を参照

(注 8). ハイアールは、山東省青島に本拠地を置く家電産業のグループ企業で日本の三洋電機と提携して日本市場にも進出している。いまや世界シェア No.1 の生産シェアを持っている企業である。丸川・中川編著『中国発多国籍企業』第 5 章参照。

(注 9). 丸川・中川編著同上の第 7 章部分を参照。

(注 10). 丸川・中川編著同上の第 8 章を参照。1979 年浙江省寧波の小さな郷鎮企業からスタートし、紳士服で成功を遂げたアパレル産業である。2008 年には米国ゲルウッド社が保有する香港の新馬集団を買収して話題を呼んだ。

(注 11) サムスンは韓国のグループ企業で、携帯電話で中国市場の大きいシェアを占め、クロ

スライセンシングによって中国市場戦略に成功したと言える。日本企業は参考すべきかと著者は思う。

(注 12). 丸川、HP 参照

(注 13). 丸川『現代中国の産業』を参照

(注 14). 同上

(注 15). 関志雄『チャイナ・アズ・ナンバーワン』参照

参考文献：

【日本語文献】

伊丹敬之・松島茂・橘川武郎編著『産業集積の本質』有斐閣、1998 年
末広昭『キャッチ・アップ型工業化論』名古屋大学出版会、2000 年
井上隆一郎編著『中国のトップカンパニー』ジェトロ、2004 年
ジェトロ『中国市場の挑む日系企業 その戦略と課題を探る』、2004 年
山下裕子『ブランディング・イン・チャイナ』東洋経済新報社、2006 年
徐向東『中国で「売れる会社」は世界で売れる！日本企業はなぜ中国で勝てないのか』徳間書店、2006 年
加藤徹『貝と羊の中国人』新潮社、2006 年
丸川知雄『現代中国の産業 勃興する中国企業の強さと脆さ』中公新書、2007 年
丸川知雄・中川涼司編著『中国発・多国籍企業』同友館、2008 年
関志雄『チャイナ・アズ・ナンバーワン』東洋経済新報社、2009 年
徐向東『中国人に売る時代』日本経済新聞出版社、2009 年
「日系ビジネス総力編集 徹底予測 中国ビジネス」2010 年 5 月 25 日
「日系ビジネス」2011. 1.3 新年号

【中国語文献】

「財経」2011 年 1 月 17 日号、総 281 号 www.caijin.com.cn
「中国企業家」2011 年 2 号 www.iceo.com.cn
「胡潤百富」2005-2010 年 12 月号 www.hurun.net
「環球企業家」2008-2011 年 1 月号 www.gemag.com.cn
「英才」2011.01 www.talentsmag.com

2011 年 1 月 20 日

結婚移住女性と農村社会における「共生の課題」 — 結婚移住女性の適応と受容過程に関する調査から —

明星大学
武田 里子

80年代後半に社会的注目を集めた「ムラの国際結婚」は、女性の人権の立場から受入れる側の論理だけが優先されていると批判された。しかし、その関心は短期間のうちに消えてしまった。このため、「農村花嫁」という言葉はかなり通用度が高いものの、その後の女性たちの適応過程が明らかにされているわけではない。社会的関心があるかどうかは、当事者にとって重要なことではない。だが、ネガティブなイメージの固定化に起因する負の連鎖は、今もアジアから日本の農村に向かう結婚移住女性の流れが続いていること、さらに国際結婚者の第二世代が成人になりなり始めていることを考えると看過できない。

報告者は、結婚移住女性たちの実態の把握と日本人市民が国際結婚や結婚移住者に対してどのような意識を持っているのかについて調査研究に取り組んできた。設定した課題は2つある。ひとつは、「農村花嫁」に対する既成観念、虚像、ステレオタイプを、実態調査に基づいて検証し、一般には知られていない実像を示すこと。もうひとつは、「停滞し、疲弊する農村」などといった、これもまたステレオタイプ化されたイメージで語られてきた農村社会が、結婚移住女性を受け入れたことによって異文化受容能力を身につけ、現実を変えていく力を発揮するようになるのか、その可能性について考察することである。ここには、アプリオリに「問題」として語られる「ムラの国際結婚」と「停滞し、疲弊する農村」という2つの虚像の背後にある事実の関連を明らかにすることによって、これまでには気づかなかった農村社会の可能性が見出せるのではないか、という希望的予測がある。また、結婚移住女性は、農村で暮らすこと、外国人であること、女性であること、という日本社会における「複合的に不利」な条件を抱えている。そうした「複合的に不利」な条件下で自らの人生を切り開いてきた女性たちの視点から、日本の農村を捉え直すことを通じて何か大切なものが見えるのではないか。これが本研究を進める報告者の基本的な立場である。調査地には、「ムラの国際結婚」が話題になった当時、新潟県内で「先進地」とされた南魚沼市を選んだ。

本報告では、調査から得られた知見から、次の4点について報告する。

1. 「農村花嫁」に対するステレオタイプなイメージの見直し

実態と異なる「農村花嫁」や「ムラの国際結婚」に対するステレオタイプな

イメージが維持されているのは、主要な「ムラの国際結婚」研究が結婚移住女性の適応第1ステージの調査にもとづいているためである。そのため女性たちが日本語を習得し、生活習慣を理解し、社会的ネットワークを拡大する中でダイナミックに家族関係や社会関係を作り替えている側面についての把握が弱い。

本研究では、国際結婚移住女性45名の詳細なプロフィール分析と、14家族20名の国際結婚家族の聞き取り調査から、調査地の結婚移住女性の全体像を描き出した。南魚沼市に暮らす結婚移住女性は、外国人登録データから約180名と推計したので、45名はその25%にあたる。主な知見としては、(1)結婚移住女性の出身国は、韓国とフィリピンから中国へと大きく変化していること、(2)結婚のきっかけは業者仲介から先に結婚移住した同国人女性の仲介へと変化していること、(3)結婚移住女性は教育歴や職歴も多様であり、また、結婚移住の動機は経済的要因よりもジェンダー要因の方が大きいこと、(4)今後の予定については、永住27名(64%)、国籍取得13名(31%)であり、女性たちの多くは、定住から日本国籍の取得といった単線的なライフコースではなく、子どもが独立した後は、母国へ帰るという選択肢について、かなりの具体性をもって考えていること、ナショナル・アイデンティティが適応の拠り所になっていることを見出した。

2. 日本人市民と結婚移住女性との意識ギャップ

日本人市民と結婚移住女性との間でもっとも大きな意識ギャップが見られたのは、外国人に対する偏見差別に関する認知についてであった。日本人が外国人への偏見差別があると答えた割合が36%であったのに対して、結婚移住女性は77%(44名中34名)が偏見差別を感じると答えた。その主な原因について、日本人は「外国人犯罪の増加」、結婚移民女性は「生活習慣」をあげた。次に大きな違いがみられたのが、多文化共生施策についてである。日本人は1番目に「外国人への日本文化講座」、2番目に外国人への「法律・地域のルールなどの情報提供」をあげたのに対して、結婚移民女性は「差別偏見への対応」を1番目にあげた。日本人の意見を善意に解釈するならば、日本の文化や生活習慣に戸惑う外国人にはそれらを学ぶ機会が必要だと考えているのかもしれない。しかし、それは受入れ側のありようを問うことなしに、一方的に外国人側に日本の文化や生活習慣を学ばせて、摩擦を回避したいという同化主義的思考とみることもできる。これは、既存の法制度の構造的改編を伴うことなく、自治体レベルの政策で対応しようとしている現在の多文化共生施策の限界でもある。

3. 「複合的な不利」の重なりから見る「ムラの国際結婚」

ステレオタイプ化の問題は、「農村花嫁」と呼ばれる結婚移住女性に対してだ

けではなく、女性たちの日本人配偶者に対しても、さらに農村社会そのものに対してもみられる。ステレオタイプな見方は、当事者の主体的行為者としての可能性を過小評価するだけでなく、当事者間の相互関係の形成をも阻害する要因になる。

本研究では、国際結婚当事者の日本人配偶者からの聞き取り調査を通じて、「ムラの国際結婚」現象が、属性の問題ではなく「原子化・個別化」された人びとのライフコースの中で遭遇する「複合的な不利」が重なった結果のひとつであることを明らかにした。これが、社会的排除の問題と重なって当事者たちを孤立させる。これまでに破綻したカップルの多くも、問題を抱えたときに適切な相談先があれば別の選択をすることができたのではないかと考えられる。この点については、国際結婚当事者自らが問題を解決するための制度的社会的文化的環境をどう整えていくかという観点から、多様な議論を展開することができる。

4. 農村社会の将来展望と結婚移住女性の存在について

結婚移住女性の適応過程の分析から明らかになったのは、第1期の女性たちの適応第1ステージがもっぱら出産と子育てに限られていたのに比べて、第2期と第3期の女性たちの来日後のライフコースが多様化していることであった。そこには女性たちの個人的資質だけでなく、女性たちを受け入れる家族と地域社会の変化が女性たちの適応過程を圧縮する効果が示されていた。先行研究では、「日本の農村に定住した花嫁たちは、生まれ育った環境や社会から切斷され、言葉や習慣も分からず、孤立しがちである…」との記述が目立ったが、本研究ではそれとは異なる状況を見出した。冠婚葬祭時の相互訪問、出産時の母国からの介助者の来日、きょうだいの仕事を手伝うための長期にわたる子どもを伴った帰国、長期休暇に子どもを母国のきょうだいに預けることなどを通じて、母国とのトランスナショナルなネットワークは意識的に維持され、資源として活用されている。

筆者は調査を通じて明らかになってきた「農業だけでは食えない」という制約ゆえにもたらされた調査地の歴史的開放性に着目した。農村は「内部」に対しては、社会的封鎖性を持つが、他方で生活条件が厳しければ厳しいほど、コミュニティとして存続するためには「外部」との関係において資源の調達が必要になる。「ムラの国際結婚」も歴史的に取り組まれてきた「生きるための工夫」の流れの中に位置づけることができる。

グローバル化時代のコミュニティは具体的な居住性や土着性を相対的に低下させたものになるだろう。したがって、農村社会の今後は「越境プレイヤー」や「他出子」を含めて考えるべきである。つまり、そうした人びとを引き付けるような魅力や、他者を受容し包摂する柔軟性や開放性をもったコミュニティ

づくりが求められる将来像になる。結婚移住女性が社会変容の主体になり得る可能性もまた、彼女らのもつトランスナショナルなネットワークと「越境プレイヤー」としての存在形態にある。さらに重要なことは、国際結婚家族の第二世代の自己肯定観を育てられるような社会環境を作り出せるかどうかであるが、これには「ムラの国際結婚」に対するステレオタイプなイメージの修正も含まれる。

農村は今、伝統的な社会の中で培ってきた「信頼や助け合い」の精神を開かれた社会の中に移植する課題に取り組んでいる。都市と比べた場合、農村はコミュニティ規模が小さく、一人ひとりの存在感が大きいために、結婚移住女性たちが主体的行為者となり得る可能性が高くなる。なぜなら、「〇〇家の嫁」である女性たちを外部者として簡単に排除するわけにはいかず、接触が頻繁でその場面が多様であるために、「助ける」側の日本人が「助けられる側」の結婚移住女性の多様な能力に気づく可能性が高まるからである。もっとも、これは相対的にそうした可能性があるということにすぎず、その条件をいかに具体化していけるかは別の課題である。今後は、農村社会で起きている多文化化・多民族化に伴う変化の歴史的社会的意味について、さらにアジア諸国との関連を視野に入れながら探求していきたい。農村は、結婚移住女性たちとの共生秩序を模索する営みを通じて、日本とアジアの国々との関係を見直し、作り変えていく可能性があるのではないか。これが報告者のこの調査研究を通じて得た新たな希望的予測である。

化学物質による健康被害問題—日本の経験

東京大学大学院農学生命科学研究科実験動物学

久和 茂

日本における化学物質による健康問題としては足尾銅山鉍毒事件、ならびにいわゆる四大公害病（水俣病、新潟水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病）がよく知られている。人間の経済活動、特に鉍工業に起因したものが多く、近代工業の黎明・発展期にかけて社会問題化したケースが多い。化学物質などが生体に及ぼす有毒作用を研究する学問を「毒性学」というが、当時は化学物質の生物影響に関する知見も過少であり、「毒性学」も未成熟であったことも化学物質による健康被害が多発した時代背景として挙げることができる。しかしながら、「毒性学」が確立した現代においても化学物質による健康問題がすべて解決したわけではなく、環境ホルモン（内分泌かく乱物質）など、新たな問題も発生しつつある。以下、日本で起こった化学物質による健康被害の主な事例について振り返ってみたい。

足尾銅山鉍毒事件

足尾銅山の鉍毒および鉍毒ガスに起因する栃木県・群馬県の渡良瀬川周辺で起こった、日本で認識された最初の「公害」である。足尾銅山では1610年の銅山の発見以来、1973年の閉山まで断続的に銅が採掘されていた。特に1877年に足尾銅山を買収した古河市兵衛は、1884年に横間歩という大きな鉍脈を発見するとともに洋式銅炉や蒸気機関などの最新技術を積極的に導入した。1890年には水力発電所を設置、工程を電化し、払い下げから8年間で生産量を100倍に増加させ、足尾銅山を東洋一の銅山へと成長させた。19世紀末の世界的な電気産業の拡大に伴う銅需要の急増に呼応し、日本は産銅量を増やしていったが、全国の銅山では精錬時の燃料による亜硫酸ガスと排水に含まれていたヒ素、銅、カドミウム、クロム、鉛などの重金属により付近の環境に多大な被害をもたらしてしまった。

特に足尾銅山の場合、乱伐と煙害により近辺の森林は壊滅的打撃を受け、禿山となった。土砂は渡良瀬川を流れ、下流の足利市付近は天井川となり、時の台風襲来などにより洪水がたび重なり発生した。その結果、重金属を含む河川水が田畑を覆い、広い地域を汚染した。田園地帯では稲の立枯れが目立ち、農業に甚大な損害を与えた。1891年、帝国議会での衆議院議員田中正造の追求を契機に鉍害問題は全国に広く知られ、大きな社会問題へと発展した。1896年に政府は日本初の「予防工事命令」を発令し、徹底した対策を古河に命じた。それによって、浄水場、沈殿池（現在の渡良瀬遊水池）、堆積場、脱硫塔などが造られた。

これにより廃水対策は一定の成果をみたが、煙害対策は不十分であった。希釈法（1915年）や電気集塵法（1918年）など当時最新の技術による対策を講じ、排煙中の有害物質の除去に努めた。そして、1956年にフィンランドのオートクンプ社が開発した技術を基に世界で初めて実用化に成功した「自溶製錬法」とそれに伴う脱硫技術を用いることによって亜硫酸ガスの完全回収に成功した。その後、古河が独自の改良を加えて完成させたこの技術は、現在世界各国で導入されている。

足尾銅山鉍毒事件は亜硫酸ガス等の煙害と下流域土壌のヒ素などの重金属汚染による複合的な公害事件である。足尾銅山は 1973 年に閉山したが、坑内廃水の浄水処理は現在も続けられている。また、煙害地の植林も自溶炉導入後に本格化し、国・県・古河のみならず今日では多くのボランティアが参加し、緑は徐々に回復しつつある。加えて、近代産業の興隆、それに随伴して起こった公害を象徴する遺産として足尾銅山の建造物群を残そうという動きがある。

イタイイタイ病

イタイイタイ病（イ病）は 1910 年代ごろから 1970 年代にかけて、富山県神通川流域で発生した公害病である。手首から肘、肩、背中から腰、大腿部から膝など関節部の激しい疼痛が特徴であり、特異な病名は看護婦の「患者さんがイタイイタイと言っています」という会話から名づけられたと云われている。病因については当初栄養失調説や過労説などが提唱されたが、現在ではその主因は神通川の上流にある三井金属鉍業神岡事業所からの未処理排水に含まれていたカドミウムによる慢性カドミウム中毒であると考えられている。

神岡鉍山の歴史は古く、養老年間（717～723 年）まで遡れる。しかし、本格的な採掘が始まったのは三井鉍山に買収（1874 年）されてからで、1913 年には日本最大の亜鉛鉍山に成長した。当時から採掘された閃亜鉛鉍に含まれていたカドミウムが神岡鉍山から排出されていたものと考えられる。大正時代に既にイ病が発生していた疑いもあるが、日本中に知られるようになったのは戦後である。神通川の扇状地に当たる婦中町（当時）の開業医である荻野昇は先述の特徴的な症状を示す患者が多いことに気付き、独自の研究を始めた。小林純（岡山大学）と荻野の共同研究によりカドミウム説が発表され（1960 年）、その翌年に「イタイイタイ病の原因に関する研究」が発表された。それを契機として、富山県、厚生省、文部省の 3 つの研究班が組織され、原因究明のための研究が本格化した。それらの研究成果を受けて、1968 年に厚生省は「イ病の本態は Cd の慢性中毒によりまず腎障害を生じ、ついで骨軟化症をきたし、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化および栄養としてのカルシウム等の不足などが誘因となってイ病という疾患を形成した」という公式見解を述べた。その間に患者とその家族が三井鉍山を相手取り訴訟を起し（第 1 次訴訟）、その後も 1971 年の第 7 次訴訟まで続いた。1972 年には環境庁のイ病認定の条件が示された。(1)イタイイタイ病発生地域に在住し、カドミウムに対する曝露歴があること。(2)先天性のものではなく、成年期以降に発現したこと。(3)尿細管障害が認められること。(4)骨粗鬆症を伴う骨軟化症の所見が見られること。なお、(4)を欠く場合は将来イ病に発展する可能性があるために要観察者とされた。

第 1 次訴訟の第 1 審は原告側の勝訴、第 2 審も原告側の勝訴となった。第 2 審の判決翌日に三井金属と被害住民との間で 2 つの誓約書（「イタイイタイ病の賠償に関する誓約書」、「土壌汚染問題に関する誓約書」）と「公害防止協定」が結ばれ、すべての訴訟問題は解決した。

水俣病と新潟水俣病

水俣病とは新日本窒素肥料株式会社（現チッソ株式会社）が不知火海に流した廃液に含まれていたメチル水銀により引き起こされた公害病である。一方、新潟水俣病の原因は新潟県の昭和電工鹿瀬工場から阿賀野川に排出されたメチル水銀であった。ともにメチル水銀に汚染された魚介類を摂食した人間がメチル水銀中毒となった公害事件である。1956 年に熊本県水俣市で発生が確認されたため、「水俣病」という名前がついた。新潟水俣病は 1965 年に新潟大学医学部の椿忠

雄らによって発見された。

水俣病を引き起こしたチッソは第二次世界大戦後に財閥解体により設立された化学メーカーで、水俣工場でのアセトアルデヒド (C_2H_4O) の製造は 1932 年から開始された。当時アセチレンと水からアセトアルデヒドを製造する際の触媒として硝酸第 2 水銀が使われていたが、メチル水銀はその反応過程における副生成物であった。

水俣病の患者には感覚障害、歩行障害、視野狭窄、聴覚障害、平衡機能障害、言語障害、振せん（無意識的な体の震え）といったメチル水銀中毒特有の症状がみられた。メチル水銀は神経系の特異部位（鳥距野：視中枢、中心前回：運動中枢、中心後回：感覚中枢、横側頭回：聴中枢）に強い傷害を起こし、その結果それぞれの部位が持つ役割に応じた障害が起こる。水俣を訪れたイギリスの神経学者 McAlpine は、水俣病の症状がハンター-ラッセル症候群と類似していることを指摘し、原因物質解明の手掛かりを示した。なお、ハンター-ラッセル症候群はイギリスの農薬工場で発生した有機水銀中毒患者に現れた症候群であり、1940 年に報告されたものである。

メチル水銀は脂溶性であるために、環境中に放出された場合には生物濃縮を受けやすく、食物連鎖の高次捕食者に高度に濃縮され蓄積される。水俣病はメチル水銀に汚染された水俣湾産の魚介類を摂取したことにより発生した。新潟水俣病では阿賀野川で取れたニゴイ、コイ、フナ、マルタ、アユ、ウグイなどの淡水魚を多食したためと云われている。また、水俣病においては胎内でメチル水銀の暴露を受けた胎児性水俣病も認められている。この患者たちには知的障害、言語障害、運動失調、四肢の変形、発育・栄養障害などの共通した症状が認められた。

一時水俣湾内の汚染魚介類の流出を防ぐために仕切り網が設置されていたが、1997 年に安全が確認されて全面撤去された。元々水俣市は熊本県の南端に位置し、不知火海に面した風光明媚な土地である。現在、「環境・健康・福祉を大切に作る産業文化都市」をキャッチフレーズにした環境モデル都市づくりが進められている。

四日市ぜんそく

四日市ぜんそくとは、三重県四日市市で 1960 年から 1972 年にかけて発生した集団ぜんそく障害である。原因は、四日市第 1 コンビナートから排出された亜硫酸ガスであった。

三重大学医学部公衆衛生学教室の吉田克己によって、ぜんそく様疾患の原因の調査が行われ、患者の発生地区がコンビナートの亜硫酸ガス排出源の風下にあり、亜硫酸ガス濃度とぜんそく発作との間に高い相関があることが判明した。症状は、息苦しさ、のどの痛み、感冒、扁桃炎、結膜炎、嘔吐、頭痛、呼吸困難などである。街には悪臭が広がり、伊勢湾では汚染された魚が獲れるようになり、四日市市内の漁村では漁業が衰退した。農業も同様であった。1960 年には 22,000 人いた農業従事者は 5 年間で 4 分の 1 に減少した。農業従事者の減少は全国的な傾向であったが、環境の悪化がそれに拍車をかけたものと考えられる。

約 5000 人の市民が四日市ぜんそくの患者となり、約 600 人が公害によって死亡したとする説が有力である。四日市市は公害病と認定した市民に対し、市費で治療費を補償する制度を 1965 年に開始した。当時は国側に公害患者を公費で救済する制度はなく、市の試みとしては全国初であった。大気汚染は脱硫装置の普及と硫黄分の少ない原油への切り替えによって改善され、さらなる改善のために脱硫装置の開発・研究が行われている。

参考文献

栃木県日光市 「世界遺産暫定一覧表追加記載提案書 足尾銅山ー日本の近代化・産業化と公害対策の起点ー」

日本トキシコロジー学会教育委員会 「新版トキシコロジー」 朝倉書店、2009 年。

朴恵淑、上野達彦、山本真吾、妹尾允史 「四日市学 未来をひらく環境学へ」 風媒社、2005 年。

畑明郎、上園昌武編 「公害湮滅の構造と環境問題」 世界思想社、2007 年。

原田正純 「環境と人体」 世界書院、2002 年。

東アジア「共生」の課題としての廃棄物処理と国際資源循環

日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所

小島 道一

東アジア諸国では、廃棄物処分場の逼迫、不適正な廃棄物処理や資源循環に伴う環境汚染などの問題に直面し、廃棄物処理の改善や資源循環にそれぞれ取り組んできた。しかしながら、廃棄物の処理・処分が不適切なために海ゴミの問題に各国が直面している。また、経済統合の深化から、再生資源の貿易が盛んに行われるようになり、国際資源循環に伴う環境汚染への対処しつつ資源の国際的な再生利用の促進を図っていくといった課題を抱えている。そのためには、東アジアの「廃棄物処理」や「資源循環」を東アジア「共生」の課題として捉え、東アジア諸国が協調して対応していく必要がある。本発表では、東アジア「共生」の課題として、廃棄物処理や国際資源循環を位置づけ、どのような取組を行っていくべきかを論じるものである。

1. 海ゴミ問題：「共生」の課題としての廃棄物の適正処理

東アジア諸国の海ゴミの問題は、廃棄物の不適正な投棄、適正処理のための仕組みづくりが東アジア諸国の「共生」の課題であることを示している。これまでの各種の調査によると、東アジア諸国で発生し、河川に投棄されたり、海洋に投棄されたりした廃棄物は、海流に乗り、各国の沿岸に漂着している。海流の流れの向きや風向きなどにより、どこの国で廃棄されたものがどこの国に流れ着くかは、季節による海流にも影響されている。日本では、日本海側に流れ着く中国や韓国からのゴミが問題となっているが、日本から発生したゴミがハワイなど北西太平洋諸島にも流れてついている。小島・眞[2007]は、「日中韓三カ国をふくめた北太平洋の漂着ゴミ問題では、すべての関係国が被害者であり、また加害者である関係なのだ」と指摘している。

日本や韓国などで行われているビーチ・クリーン・アップで回収された廃棄物の分析から、東アジア各国で、陸上で発生した廃棄物の適切な管理をより進める必要があること、養殖で使われる発泡スチロールなどの回収し適切に処分する必要があることなどが明らかとなってきている。

2. 「共生」の課題としての資源循環

日本では鉄スクラップや銅スクラップ、古紙、廃プラスチックなどの再生資源の輸出が2000年頃から急速に拡大した。銅スクラップや廃プラスチック、古紙は、主に中国向けの輸出であり、鉄スクラップは、中国だけでなく、韓国や台湾向けの輸出も多い。再生資源の輸出の拡大は、日本国内のリサイクル業者は、再生資源の価格の高騰に直面し、原料を手でできにくくなった。その結果、廃ペットボトルのリサイクル業者が倒産するなど国内のリサイクル産業に負の影響を与えている。

一方、中国では、輸入された再生資源に、リサイクルしにくいものが混入されていたり、リサイクルの過程で汚染が生じたりするなどの問題が生じてきた。中国は、有害廃棄物の輸入を禁止するとともに、再生資源の輸入基準、再生資源の船積み前検査、輸入者や輸出者の登録制度を設けるなど、再生資源の質を管理する方策を導入してきている。効果を上げていると思われる面も少なくないが、不適正な再生資源の輸入が行われていると考えられる。

日中間の国際資源循環により、再生資源が低コストで有効に利用されている側面はある。しかし、環境対策が行われ、高度な資源回収技術を持っている施設の生産が止まり、環境対策が十分に行われていない施設での生産が拡大するというような事態を避ける努力が必要である。

3. 東アジア「共生」の問題に取り組むために

このような「共生」の課題に取り組む、第1歩は問題に関する共通の認識を作ることである。海ゴミにしろ、国際資源循環にともなう汚染の問題にしろ、ともすれば、各国は受けている被害について注目し、相手国を非難するという姿勢になりかねない。漂着ごみでは、他国で投棄され漂着したとみられる廃棄物のみに注目し相手国を非難することが考えられる。国際資源循環では、再生資源の輸出を輸入国がゴミの押し付けであると非難できる。逆に、再生資源の輸出国では、汚染を引き起こしながら行われている輸入国でのリサイクルが、輸出国のリサイクルのしくみを壊していると非難できる。このように相手国の問題としてとらえ、問題を矮小化してしまうと、真の問題解決につなげることはできない。

漂着ゴミの問題では、富山県の呼びかけで1996年から始まった海洋ごみのモニタリング調査は、1997年から日本以外の国の自治体も参加するようになり、2007年度には、日本27自治体、ロシア2自治体、韓国3自治体、中国4自治体が参加し、計83回がんでじっしされた。沿岸地域の住民の意識向上につながっていると考えられる。また、JEAN/クリーンアップ全国事務局や韓国海洋救助団などの日韓両国の団体や研究者が、2005年6月に対馬で海洋漂着ごみの共同調査が行われたりしている。国際的に協力して行う海洋ゴミの共同調査は、海洋ごみの発生抑制のための対策を検討し、協調して対策を実施するための共通認識の形成に役立つと考えられる。

国際資源循環では、不適正なリサイクルにつながるような再生資源の貿易を抑制しつつ、

経済の動脈部分のグローバル化に対応するため、適正な資源循環の仕組みを国際的につくる必要があるとなっている。海洋ごみの問題と同様、東アジア諸国で共通認識をつくることが重要となる。政府レベルでは、2004年から、年1回のペースで、各国の有害廃棄物の輸出入を所管している政府担当者があつまり、情報交・意見交換が行われている。2010年12月にも、カンボジアのシムリアップで会議がおこなわれた。研究者のレベルでは、日本政府の呼びかけで2008年6月にジャカルタに開設された東アジア・アセアン経済センター(ERIA)の3R政策に関するワーキンググループの中で、東南アジア諸国および日本の研究者が、各国のリサイクル業者へのヒアリングを行いながら、国際資源循環のあり方について、意見交換を行っている。

単なる各国の経験の共有にとどまらず、「共生」のための問題認識を共有し、解決策を一緒に探すような共同研究を進めていくことが、東アジア「共生」学に求められている。

<参考文献>

環日本海環境協力センター[2008]『財団法人環日本海環境協力センター年報』。

環日本海環境協力センター・富山県生活環境部[2004]『日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査報告書 2003年度概要版』。

小島あずさ・眞順平[2007]『海ごみ一拡大する地球環境汚染』中公新書。

小島道一編[2005]『アジアにおける循環資源貿易』アジア経済研究所。

小島道一編[2010]『国際リサイクルをめぐる制度変容:アジアを中心に』アジア経済研究所。

Comparison of Environmentally Related Taxes in China, Korea¹ and Japan

GAO Ruidong

Graduate School of Economics,
Waseda University, Japan
waseda-kou@akane.waseda.jp

CUI Jun

School of Public Administration,
Renmin University of China
cuijun@mparuc.edu.cn

Abstract: Based on the comparison and analysis of the environmentally related taxes in China, Korea and Japan, which are representative nations located in East Asia, and on that of the scale, characteristics, categories and other aspects of environmentally related revenue, this paper does some study on the actual situation of environmental management through the application of taxes, fees and other means in these three nations.

Key words: Environmentally Related Taxes; China, Korea and Japan; Comparison

¹ The Republic of Korea. The same below.

1 INTRODUCTION

Currently, there is no international uniform definition of "environmentally related taxes". Pigou (1920)², on the basis of explaining the external theory, proposed Pigovian tax theory. In his view, taxes can be used to internalize externalities and the recognition by modern public finance that taxes can also serve other than fiscal ends, were indicated as the main sources of origin of the idea of linking taxes to and using taxes for specific ecological purposes. He suggested to introduce environmentally related taxes and to add the external cost into production cost through the collection of environmental pollution taxes (i.e. Pigovian taxes), in order to impel enterprises to consider about the harm of environmental pollution, to maintain the social output at an effective volume where marginal social benefit equals marginal social cost, and to make the price and marginal social cost equal, so that Optimal allocation of social resources can be achieved. In the International Tax Glossary (1988)³, the phrase "environmentally related taxes" is defined as the tax relief to the taxpayers who invest in pollution control or environmental protection, or the tax levied on polluting industries and use of pollutants. OECD defines environmentally related taxes as any compulsory, unrequited payment to general government levied on tax-bases deemed to be of particular environmental relevance. Taxes are unrequited in the sense that benefits provided by government to taxpayers are not normally in proportion to their payments.⁴

As to the role of environmentally related taxes, Baumol and Oates (1971)⁵ believe that the environmentally related taxes are the best means to minimize the social costs of pollution. This paper describes the importance of environmentally related taxes in two aspects. First, the introduction of environmentally related taxes may reflect the principles of fairness and efficiency. Levying taxes on polluters is the performance of the principle of fairness, which can make the tax burden on polluters in line with its economic benefits, can make a more efficient allocation of social resources, can impel polluters to develop and benefit

from better pollution control technologies which cost less. Second, the introduction of environmental taxes can make the enterprises pay the appropriate costs while polluting the environment, achieving the indirect target of environment protection. Based on the above the role of environmental taxes, environmentally related taxes, as a kind of tax policy or as parts of tax policy, gain widespread support in the world, especially in OECD countries. As to the form of environmentally related taxes, OECD (1996)⁶ considers that environmental tax instruments are composed of five parts, namely emission taxes, product charges or taxes, tax differentiation, user charges and tax relief.

Overall, the process of introduction of environmentally related taxes in the world is accelerating, but because of the differences of social development and environmental issues among all countries, have different national conditions, there is no uniform international environmentally related taxes system design standards. Design of environmentally related taxes in different countries is based on energy utilization, the expected impacts, taxpayers' bearing capacity and the ability of collection, management and other situations, so the environmental policies and the introduction of environmentally related taxation categories of different nations are very different.

This article selects three representative nations, namely China, Korea, and Japan, to make comparison and analysis. The second part of this article talks about the general comparison of environmentally related revenue in those three nations. The third, fourth and fifth parts of this article describe the current situation in those three nations respectively. Sixth part is the conclusion.

2 GENERAL COMPARISON OF ENVIRONMENTALLY RELATED REVENUE IN CHINA, KOREA AND JAPAN

The proportion of environment-related revenue in total tax revenue of the three countries varies widely, as shown in Table 2-1. In Korea the proportion is the largest. From 1994 to 2007 the annual mean value was 11.7%. 2001 witnessed the peak which was 13.1%. From 1994 to 2007, the annual mean value of Japan was 6.36% and in 2002-2003 there came a peak which was 6.9%. Compared with Japan and Korea, China has a extremely low environment-related revenue ratio. From 1994 to 2007, the annual mean value was 0.0304%. There are many reasons which lead to

² Pigou, A.C.(1946), *The Economics of Welfare*, London: Macmillan & Company, 4th Edition (First Edition: 1920)

³ International Bureau of Fiscal Documentation (1988) *International Tax Glossary*

⁴ OECD DATABASE.
<http://www2.oecd.org/econinst/queries/TaxInfo.htm>

⁵ Baumol, W.J. and W. E. Oates(1971) 'The Use of Standards and Prices for Protection of the Environment', *Swedish Journal of Economics*, 73

⁶ OECD (1996) *Implementation Strategies for Environmental Taxes*, OECD, Paris.

this phenomenon. We will explain this in the analysis below.

Table 2-1 Revenues from Environmentally Related Taxes in Percent of Total Tax Revenues

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
China	0.018	0.018	0.016	0.015	0.014	0.013	0.028	0.042	0.042	0.045	0.046	0.043	0.044	0.041
Japan	6.2	6.1	6.2	6	6.3	6.6	6.3	6.4	6.9	6.9	6.7	6.4	6.1	5.9
Korea	10.7	11.5	12.5	12.7	12.4	12.5	12.1	13.1	11.9	11.5	11.2	10.9	10.3	10.6

Source: China Statistical Yearbook, China Financial Yearbook, China Tax Yearbook, IFS database, OECD / EEA database data

Note: 1. Chinese environment-related taxes calculation lacks the data from 1994 to 1999 on two items under the consumption tax---transport equipment tax and product oil tax. As to timber processing tax and furniture manufacturing tax, only the data of 2007 and 2008 can be available.

2. In view of the obtained data of China, we precise to 3 decimal places.

Table 2-2 shows the Revenues from environmentally related taxes per capita in China, Korea and Japan. The data of Japan is steady and is the largest. The revenue of Korea and China is increasing at the same, and the cardinal

number of environmentally related taxes per capita in Korea is larger, while that in China is extremely small. But the growth rate of China is far more rapidly than that of Japan and Korea.

Table2-2 Revenues from Environmentally Related Taxes Per capita, Nominal USD

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
China	0.90	1.09	1.20	1.26	1.37	1.47	3.57	6.50	7.47	9.23	11.19	12.74	16.20	21.02	26.36
Japan	645	717	640	570	526	610	645	571	550	594	636	628	586	573	613
Korea	196	255	305	299	196	257	310	321	333	371	390	459	509	609	481

Source: China Statistical Yearbook, China Financial Yearbook, China Tax Yearbook, IFS database, OECD / EEA database data

Note: 1. Chinese environment-related taxes calculation lacks the data from 1994 to 1999 on two items under the consumption tax---transport equipment tax and product oil tax. As to timber processing tax and furniture manufacturing tax, only the data of 2007 and 2008 can be available.

2. In view of the obtained data of China, we precise to 2 decimal places.

3 ENVIRONMENTALLY RELATED TAXES POLICY IN CHINA

In China, charges on emitted pollutant contained in central budgetary revenue and charges on emitted pollutant and urban water resource contained in local budgetary revenue are in the low level, as shown in Table3-1. This situation directly leads to a lower expenditure for environment protection both in central and local budget. In 2007 the

3.1 The current situation of environmentally related revenue and expenditure system

3.1.1 Environmentally related revenue and expenditure of Chinese government

expenditure was 0.995 billion RMB, and in 2008 the expenditure was 1.451 RMB. As we can see from Table 3-2 and Table 3-3, public subsidy takes a small proportion of the Investments in dealing with industrial pollution, while funds collected by enterprises themselves take a large proportion, some of which come from bank loan.

Table 3-1 Charges on Emitted Pollutant and Urban Water Resource in Central Budgetary Revenue and Local Budgetary Revenue

Item	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
Central Budgetary Revenue—Charges on Emitted Pollutant	0	0	0	11.93	14.21	17.96	18.50
Local Budgetary Revenue—Charges on Emitted Pollutant and Urban Water Resource	84.74	93.40	109.50	151.91	180.14	216.90	235.49

Source: Finance Yearbook of China 2009

Table 3-2 Investment Completed in the Treatment of

Industrial Pollution This Year in China⁷

(10000 Yuan)

Year	Total	Treatment of Waste Water	Treatment of Waste Water	Treatment of Solid Wastes	Treatment of Noise Pollution	Treatment of Other Pollution
2000	23478.94	10958.97	9092.41	1146.73	136.92	2143.90
2001	17452.80	7292.14	6579.40	1869.67	64.24	1647.33
2002	18836.62	7149.35	6978.64	1612.87	104.63	2991.12
2003	22182.81	8737.47	9212.22	1617.63	101.39	2514.08
2004	30810.59	10558.68	14279.74	2264.64	134.16	3573.35
2005	45819.08	13371.46	21295.71	2741.81	306.13	8103.95
2006	48394.85	15111.64	23326.97	1826.30	301.45	7828.47
2007	55239.09	19607.21	27526.42	1825.31	182.78	6068.37
2008	54264.03	19459.77	26569.86	1968.50	283.82	5982.06

Source: Environment Yearbook of China

Table 3-3 Source of Current Investment in the Treatment of Industrial Pollution in China⁸

(10000 Yuan)

Year	Total	Subsidy of Pollution emission Expenditure ⁹	Other Funds ¹⁰	Self-financing ¹¹	
				Total	Domestic Loans ¹²
2000	23478.94	670.51	3311.54	19490.89	1255.32
2001	17452.80	832.45	3634.56	12981.29	6711.03
2002	18836.62	678.93	4195.55	13962.14	4355.04
2003	22182.81	1237.98	1875.21	19065.70	2509.58
2004	30810.59	1113.12	1371.46	28326.00	2901.89
2005	45819.08	2060.00	777.65	42981.42	3899.17
2006	48394.85	1428.10	1551.57	45415.17	3010.30
2007	55239.09	1079.90	1565.63	52593.55	3828.03
2008	54264.03	881.72	1361.26	52006.89	3066.85

Source: Finance Yearbook of China 2009

⁷ i.e. the sum of the fund that corporations actually spend on the treatment of waste water, exhaust gas, solid waste, noise and other environmental pollution, such as electromagnetic wave and fetor.

⁸ i.e. the amount of investment that corporations actually spend on environmental treatment project during the reporting period. The source of the investment fund refers to that the various capital funds that the investment unit has received in the present year for pollution treatment project mainly comes from the subsidy for the pollution charge, other government subsidies, and the money raised by corporations themselves. All the capital funds are invested during the reporting period, and the previous investment is not included.

⁹ i.e. the fund which is taken from the pollution charge and used to assist the corporations on pollution source treatment and comprehensive environmental protection process.

¹⁰ i.e. other government subsidies excluded from the fund used to assist the corporations on pollution source treatment and comprehensive environmental protection process.

¹¹ i.e. the fund excluded from the subsidy for pollution charge and other government subsidies, which includes domestic loans(excluded from environmental protection loan), offshore fund, bank loans and so on.

¹² i.e. loan that enterprises borrow from banks for the purpose of dealing with pollution. It is self-collected funds.

3.1.2 Current environmentally related taxation system of China

In current taxation system of China, there are several taxes which are related to environment, namely enterprise income tax, value added tax, consumption tax, vehicle and vessel usage tax, resource tax, and automobile acquisition tax, etc., as we can see in Table 3-4. In addition to the taxes listed in the table, charges on emitted pollutant, as environment-related fees levied respectively by the central and local sections, are charged according to the categories and amount of pollutants. Meanwhile, in China's current

taxation system, there also exist some elements which are not conducive to environmental protection and development of the taxation system. For instance, in value-added tax system, the input tax of production equipment that enterprises purchase cannot be deducted from the output tax. This protects tax revenue, but it is not favorable for enterprises to update their equipment and is not conducive to resource conservation and environmental protection.

Table 3-4 Environmentally Related Taxes and Rates

Name of instrument	Environmentally Related Taxes and Rates
Enterprise income tax	Income that enterprises earn from eligible environmental protection and energy and water saving can get tax cuts or exempt from enterprise income tax. Enterprises which utilize resources comprehensively, produce products which are eligible to national industrial policy rules, can count less income in calculating enterprise income tax Enterprises' investment for special equipment for environmental protection, energy and water saving and safety, can get tax credits in certain ratio.
VAT	Tap water, heating, air conditioning, hot water, gas, liquefied petroleum gas, natural gas, biogas for household use of coal products, chemical fertilizers, pesticides, plastic sheeting Rate: 13% (low).
Consumption tax	Before 2009 Rate: Leaded petrol 0.28 yuan/liter, unleaded gasoline 0.2 yuan /liter, diesel 0.10yuan / liter, kerosene 0.10 yuan / liter, naphtha, 0.20 yuan / liter, solvent oil and 0.20 yuan / liter, oil 0.20 yuan / liter, fuel oil 0.10 yuan / liter. After January 1st 2009 Rate: Gasoline, naphtha, solvent oil, and lubricating oil 1 yuan / liter, Diesel, fuel oil, and air kerosene 0.8 yuan / liter. Passenger cars with cylinder capacity below 250 milliliters Rate 3% Passenger cars with cylinder capacity above 250 milliliters Rate 10% Passenger cars with cylinder capacity below 1.0 liters (including 1.0 liters) Rate 1% Passenger cars with cylinder capacity between 1.0 liters and 1.5 liters (including 1.5 liters) Rate 3% Passenger cars with cylinder capacity between 1.5 liters and 2.0 liters (including 2.0 liters) Rate 5% Passenger cars with cylinder capacity between 2.0 liters and 2.5 liters (including 2.5 liters) Rate 9% Passenger cars with cylinder capacity between 2.5 liters and 3.0 liters (including 3.0 liters) Rate 12% Passenger cars with cylinder capacity between 3.0 liters and 4.0 liters (including 1.5 liters) Rate 25% Passenger cars with cylinder capacity above 4.0 liters (including 1.5 liters) Rate 40% Medium-sized commercial buses Rate 5% Disposable chopsticks Rate 5%
vehicle and vessel usage tax	Passenger cars, including trams Rate: each 60-660 yuan per year , , Trucks Rate: each year 16-120 yuan per ton Low-speed vehicles with three wheels Rate: each year 24-120 yuan per ton , Motorcycles Rate: each 36-180 yuan per year , Ships Rate: each year3-6 yuan per ton (net tonnage)
Resource tax	Crude 8-30 yuan / ton Gas 2-15 yuan / cubic meter of dry Coal 0.3-5 yuan / ton Other non-metallic ores 0.5-20 yuan / ton or cubic meter Ferrous metal ores 2-30 yuan / ton Non-ferrous metal ores 0.4-30 yuan / ton
Automobile Acquisition tax	Including cars, motorcycles, electric cars, trailers, farm vehicles. Rate: 10% each

Source: Finance Yearbook of China 2009

3.2 Earmarked purposes of environmentally related revenue in China

At present, Chinese taxation system and charge system for environmental protection contain less environmentally related taxes and fees, and revenue from that is very low. There are several reasons for this situation.

In general, the reason is that China has not earmarked a fund for its specified purpose in environmental protection. In other words, environment-related revenue is not specific for the purpose of environmental protection, and the expenditure on environmental protection comes from the specialized fiscal budget. For example, in April 2007 the Chinese central government special funds for the reduction of major pollutants emission was set up to support the Chinese government to deal with major tasks of reducing pollutants emission. But there are no special taxes or charges to support the special funds. Actually the funds are transferred from fiscal revenue.

3.3 Problems in Chinese environmentally related taxation system

As shown in Table 2-1 and Table 2-2, the proportion that revenues from environmentally related taxes take of total tax revenues is relatively low, and revenues from environmentally related taxes per capita are also at a low level. That is the problem in Chinese environmentally related taxation system. At present, China has no well-founded environmentally related taxes which are uniformly levied and are earmarked to special uses. Environmentally related taxation instruments in the current taxation system are scattered, lacking main environment-related taxes. The taxation system design principles are not inclined to the protection of the environment. Those above leads to the situation that the environmental protection in China, especially the achievement of emission reduction is very limited, which is not conducive for China to achieve the energy saving and environmental protection goals.

4 ENVIRONMENTALLY RELATED TAXATION SYSTEM OF JAPAN

Environmentally related taxation system of Japan is mainly dominated by local government. Taking the opportunity of the "first decentralization reform"¹³ as a

¹³ On the basis of the law of local power promotion of 1995, 5, the Japanese First Reform on Separation of Power was pushed by local power promotion committee set in the government, and finally established the Local Power Promotion Law in 1997, 7 and took this law into action in

turning point in 1990s, on the background that local taxation autonomy had already got full aggrandizement, local government founded this intentional tax which is outside the statutory.¹⁴ For example, in 2002 Mie Prefecture was the first to introduce outside statutory tax -- industrial waste tax, which is now carried out in 27 counties and 1 city in Japan (up to April 1st 2008). In 2003, the Kochi Prefecture introduced forest environmental taxes, now in Japan 30 counties have implemented that (June 2009). This paper will introduce several main taxes related to the environment.

4.1 Environmental taxes

According to the definition of ministry of environment in Japan, Japan will introduce local environmental taxes (namely the earth warming countermeasures tax) which are imposed on the consumption resources and in October 2011 in whole nation. With the taxes, environmental using cost can be added into market rules, thus environmental resources waste can be reduced.¹⁵ These taxes are levied by local governments, and part of the tax revenues will be returned to national.

Environmental taxes will be imposed on gasoline and coal, electricity, and gas etc., according to the volume of emissions of carbon dioxide or the amount of fossil fuels. With the introduction of environment tax, the price of fossil fuels and electricity will increase, then the consumption of those resources will be inhibited their consumption, and environmental protection will be promoted, improving the development of environmentally friendly and energy saving products and related technologies. Environment tax revenues will be used in the earth warming countermeasures and relevant tax cuts

2000, 4. This law translates the previous grade relationship between central and local governments into a fair, cooperated relationship. Through this power separation reform, the right on independent tax imposing of Japanese local governments has been enhanced.

¹⁴ The tax outside the law refers to the taxes established in the first power separation reform of Japan, which is firstly put forward by local government and then handed on to central government for auditing and approval (the tax item mainly can be approved only if it commits three conditions: the tax is too heavy; it hampers the circulation through local governments; it is against the economic policy made by central government). This tax system reinforces the local right on tax imposing. The tax outside the law can be divided into two sorts: the normal tax outside the law, which refers to the tax without limitations on usage; the objective tax outside the law, which is confined on the usage.

¹⁵ the Environment Bureau of Japan
<http://www.env.go.jp/policy/tax/about.html>.

subsidies. As the major countermeasure of globe warming, the environmental tax will use three and a half years as a cushioning period. In cushioning period the government will gradually enhance its rate, and the tax will be fully implemented in 2015.

4.2 Industrial waste tax

Industrial waste tax is introduced on the purpose of inhibiting the production of negative property which can add load to environment, and its revenue will be used to deal with industrial wastes.¹⁶ Industrial waste tax is local tax and is outside the statutory. Since Mie Prefecture first introduced it in April 1, 2002, 27 counties have successfully introduced environmental tax.

Means of collection are different in different counties. Generally speaking, tax objects are the final industrial wastes. Taxation standards are determined mainly according to the weight of industrial wastes moved into the waste plant. The taxpayers are mainly persons who discharge corresponding industrial wastes and the middle processors. Tax rate is of 800 yen per ton (burning treatment needed) or 1,000 yen.¹⁷ According to Norimichi Goishi's (2009) measurements, in 2006 the total revenue from industrial waste taxes of 27 counties was 6.811 billion Yen, which took 0.04% of the sum of government revenue in Japan.

4.3 Forest environmental tax

Forest environmental tax is levied on users of water to ensure to protect the water conservation and other functions of forests, and the revenue from it is mainly used to protect and manage forests, and it is also a local tax mainly for the protection of water and forests.¹⁸ After 2000, forest environment of Japan was deteriorating, and forest industries met long-term downturn. The introduction of decentralization law makes it easier for local governments to make laws.

With the conditions above, forest environmental tax was introduced. Japanese counties successively begin to introduce forest environmental tax, in order to improve the ability of forests to prevent globe warming, to make sure

the public functions of forests, to promote forest construction, and to improve the situation of abandoned forests. This work is going well. 30 counties of Japan have already introduced or have done some study on forest environmental tax (as of June 2009). Take for example Kochi Prefecture which is the first Prefecture in Japan to introduce forest environmental tax in April 2003. Tax objects are the individuals and juridical persons who own houses and firms in the Prefecture. Taxpayers are those who pay individual Prefecture taxes and equally shared juridical person's taxes. The tax is low, which is 500 Yen a year. In the aspect of management and expenditure, in order to make the expenditure clear, they usually transfer the revenues from taxes to funds and use them to protect and maintain forests.

4.4 Environmentally related taxes in automobile taxation system

Environmentally related taxes in automobile taxation system, as one of the measures to reduce greenhouse gas emission in Japan, are mainly designed to reduce the tax burden of the automobiles which have low air displacement, superior fuel handling ability, and less environmental burden. At the same time the taxes can also increase the tax burden of those automobiles which do more harm to the environment after certain number of years.¹⁹ That is, by adjusting the definite rates of automobile taxes, to reach the purpose of improving the efficiency of fuel usage and reducing greenhouse gas emission.

Environmentally related taxes in automobile taxation system were introduced in 2001, and were implemented in the whole nation. For electric, natural gas, and methanol etc. powered vehicles, the tax rate is 50%, and vehicle acquisition tax rate is 97.3%. On the other hand, for diesel powered vehicles with more than 11 years of age and gasoline powered vehicles with more than 13 years of age, the tax rate is 10% higher. Contents of taxes of vehicles purchased after 2003 have changed in some aspects, but the purpose of establishing environmentally friendly motor automobile taxation system has not changed.

4.5 Earmarking of environmentally related taxes for Japan

Table4-1 introduces the actual earmarking of environmentally related taxes for Japan. We can see from the table that most environment-related revenues in Japan are in the form of taxes. The mandatory and earmarked

¹⁶ Norimichi Goishi (2009) *Environmental Policies in East Asian Big Cities*, Kokusai Shoin, P202.

¹⁷ The Governance of Inflow in Local self-governing body inflow: Object, Purpose, Necessity (2009) the Environment Bureau of Japan, July forth, <http://www.env.go.jp/council/03haiki/y0320-09/mat03-09.pdf>.

¹⁸ Liu Chunfa (2007) 'Forest Environmental Tax in Japan—A Case Study of Koch i Prefecture', *World Forestry Research*, Vol. 20 No. 5.

¹⁹ Environment, Recycling Society and Biodiversity White Book of Japan 2010.

taxes provide stable environmentally related revenue and constant environmentally related expenditure, (as shown in

Table 2-1 and Table 2-2 below), promoting the development of environmental protection in Japan.

Table 4-1 Earmarking of Environmentally Related Taxes for Japan

This sheet provides details on any earmarking of environmentally taxes, fees and charges.

Tax	Type	Share	Purpose
Aircraft noise charges	Fee/Charge		The main purpose of this charge is financing
Automobile acquisition tax	Tax	100%	All revenues are allocated to prefectural governments' (30%) and local governments' (70%) expenses for construction and maintenance.
Aviation fuel tax	Tax	100%	All revenues are allocated to the central governments' expenses for the construction of airports (84.6%) and for prefectural or municipal governments' expenditures related to airports (15.4%).
Charge on abstraction of water from rivers	Fee/Charge		varied according to local government
Fee for use of water in reservoirs (dams)	Fee/Charge	100%	The revenues go the Special Account of National Treasury, and are allocated to the related dam construction project.
Gasoline tax	Tax	100%	All revenues are allocated to the central government's expenses for road construction.
Light oil delivery tax	Tax	100%	All revenues are allocated to prefectural governments' expenses for construction and maintenance of roads.
Liquefied petroleum gas tax	Tax	100%	All revenues are allocated to the central (50%) and prefectural (50%) government expenses for road construction.
Local gasoline tax	Tax	100%	All revenues are allocated to prefectural (43%) and local (57%) governments' expenses for road construction respectively.
Motor vehicle tonnage tax	Tax	33%	Two-thirds of the revenue from the tax is credited to the General Accounts of the State. The remaining one-third, which is granted to local governments, is earmarked for construction and improvement of local roads.
Petroleum and coal tax	Tax	100%	The revenue from the petroleum tax is first credited to the General Accounts of the State and then transferred to the Special account for measures to improve energy supply and demand structure, as appropriated in the yearly budget. The funds of the Special account for measures to improve energy supply and demand structure are used for various programs to secure a stable supply of petroleum and to develop and introduce alternative energy sources.
Pollution Load Levy -- SO _x tax	Tax	100%	The main purpose of this tax is to provide compensation to make up for health damage due to marked air pollution.
Power resources development promotion tax	Tax	100%	Central government expenses for measures to promote 1) the establishment of atomic power plants, thermo-electric power plants and hydroelectric power plants and 2) the development and introduction of petroleum-substituting electric power resources.

Source: OECD/EEA database on environmentally related taxes, fees and charges, other economic instruments and voluntary approaches used in environmental policy and natural resources management. (2010.12)

5 ENVIRONMENTALLY RELATED TAXATION SYSTEM OF KOREA

Since the 1960s, with pursuit of rapid economic growth, many environmental problems such as industrial pollution, life form pollution and global environmental problems have appeared in Korea. Since the 1980s, problems of environmental pollution in major industrial

areas which affect the health of the population have been more and more serious. To solve this social problem and to increase revenues, the Korean government introduced a series of system which imposes environmental charges on specific air pollutants and water pollutants makers, including emission charge of gas and water emission (1981), environmental improvement charge of the use of fuel and water in commercial building (1991) and so on. Environmentally related revenues account for about 30% of Korean Environment Ministry's special budget to improve the environment²⁰.

5.1 Features of Korea's environmentally related revenue

Korea's environmentally related charge system, as economic means for government to utilize market mechanism to solve environmental problems, is different from environmentally related taxation system. Lee (2010)²¹ considered that there are three main differences between charge and tax. First, the tax is organized for general funds of nation or local governments, and charge is organized for specific public utilities fund. Second, the taxpayers are nationals or residents, while charge payers are the specific industry associated persons. Third, the tax payment is based on taxpayers' capacity, and charge payment is based on the interaction with specific industries and the amount of operating expenses.

5.2 Summary of Korean environmentally related revenue policies

Environmentally related charges of Korea are imposed according to "Burden Funds Management Law" (2001). The theory bases of Korean environmentally related charges are Causer Pays Principle, Extended Producer Responsibility Principle, Beneficiary Pays Principle, Dilapidator Pays Principle and so on.

Table 5-1 Main Pays principles of Environmental Charge in Korea

Theory Basis	Charge
Causer Pays Principle	Water effluent charges(1983) Environmental Improvement Charge (1992)

²⁰ Kazuhiro Ueta, LEE Soo Cheol, Chen Li-chun and Hongshi JIN (2009) 'Environmental Policy and Environmental Public Finance in East Asia', Akihisa MORI, Economic Development and Environmental Policy in East Asia Minerva-shobo, 2009, P148-175

²¹ LEE Soo Cheol(2010) 'The Institution of Environmental Charge in Korea', LEE Soo Cheol, The Institution of Environmental Charge in East Asia, SHOWADO, 2010, P16-50

	Noise Charge(1993) Waste disposal charge(1994) Water quality improvement charge(1995) Charge on prevention of sea pollution (1997) Charge on improvement of sea environment(2001)
Extended Producer Responsibility Principle	Deposit-refund(1992; 2002abolished) Waste Charge(1993)
Beneficiary Pays Principle	Water use charge (1999,2002)
Dilapidator Pays Principle	Charge on Replacement Forest Resources(1990)

Source: LEE Soo Cheol(2010) 'The Institution of Environmental Charge in Korea', LEE Soo Cheol, The Institution of Environmental Charge in East Asia, SHOWADO, 2010, P18

The current environment-related revenue policies in Korea are classified into categories according to different purposes and objectives, which could inhibit the discharge of pollutants, conserve environmental resources and promote recycling etc. But now in Korea there are too many environment-related policies. The range that the policies cover widely, leading to double taxation, while too many kinds of policies increase the difficulty of collection.

5.3 Earmarking of environmentally related taxes for Korea

Environmentally related taxes that are earmarked for special functions of Korea are less than that of Japan, and mainly fee collection items, just as shown in Table5-2.

Table5-2 Earmarking of Environmentally Related Taxes for Korea

This sheet provides details on any earmarking of environmentally taxes, fees and charges.

Tax	Type	Share	Purpose
Charge on air pollution	Tax	90%	The part of the revenue that accrue to central government is earmarked for environmental investments.
Education tax on petroleum products	Tax	100%	Education purposes.
Environmental Improvement Charge	Fee/Charge	90%	The revenue that accrue to central government is to be used for environmental investments.
Reforestation charge (Ecosystem Conservation Fee)	Fee/Charge	100%	The total amount of fees collected is allocated to the following year's budget for National Parks Authority, to prevent the destruction of forests.
Waste disposal charge	Fee/Charge	100%	The revenues are to be used for environmental investments.
Water effluent charges	Fee/Charge	90%	The part of the revenue that accrue to central government is earmarked for environmental investments.
Water quality improvement charge	Fee/Charge	40%	The amount of revenue that accrue to central government is earmarked for environmental investments.
Water use charge	Fee/Charge	100%	The revenues are to be used for supporting the establishment and operation of environmental facilities in the upstream regions, resident support projects, land purchases in the Riparian Buffer Zone, other water quality improvements and administration.

Source: OECD/EEA database on environmentally related taxes, fees and charges, other economic instruments and voluntary approaches used in environmental policy and natural resources management. (2010.12)

6 CONCLUSION

This article compared and analysed the environmentally related revenues, the implementation of environmentally related taxes policies and their advantages and disadvantages of China, Japan and Korea. The respective levels of economic development, the sophistication of environmental policies, tax system and other factors of the three countries lead to different policies in three countries. In comparison, Japan does best in maintaining stable environmentally related revenue and expenditure. Japan also entered the implementation stage of national unified environmentally related taxes. The principle that environment-related revenue should be received only for special purposes is also well presented in Korea. While the existing system of environmentally related taxes in China is fragmented, and the design of taxation system lacks environmental factors, which leads the fact that the current tax system have a limited role in environmental protection,

as Cui²² (2010) the said that "China should levy carbon tax at the right time and make it the main environment-related tax, to form a taxation system whose aim is energy saving and environmental protection, and in which all the tax categories are associated with each other and coordinate with each other."

This article only compares the environmentally related taxes based on three countries' situations, and does not step in deep analysis of economic effects of these national environment-related policies, which is the direction of future research.

REFERENCES

- Baumol, W. J. and W. E. Oates (1971) 'The Use of Standards and Prices for Protection of the Environment', *Swedish Journal of Economics*, 73.
 International Bureau of Fiscal Documentation (1988) *International Tax Glossary*.

²²Cui Jun (2010) 'Thinking of the introduction of carbon tax in China', *Taxation Study 2010.1*, Total No.296

- OECD (1996) 'Implementation Strategies for Environmental Taxes', OECD, Paris.
- Pigou, A.C. (1946), 'The Economics of Welfare, London: Macmillan & Company', 4th Edition (First Edition: 1920).
- Norimichi Goishi (2009) 'Environmental Policies in East Asian Big Cities', Kokusai Shoin.
- LIU Chunfa (2007) 'Forest Environmental Tax in Japan—A Case Study of Koch i Prefecture', *World Forestry Research*, Vol. 20 No. 5.
- CUI Jun (2010) 'Thinking of the introduction of carbon tax in China', *Taxation Study* 2010.1, Total No.296.
- The Environment Bureau of Japan (2010) 'Environment, Recycling Society and Biodiversity White Book of Japan 2010'.
- Kazuhiro Ueta, LEE Soo Cheol, Chen Li-chun and Hongshi JIN (2009) 'Environmental Policy and Environmental Public Finance in East Asia', Akihisa MORI, Economic Development and Environmental Policy in East Asia Minerva-shobo, 2009.
- LEE Soo Cheol(2010) 'The Institution of Environmental Charge in Korea', LEE Soo Cheol, The Institution of Environmental Charge in East Asia, SHOWADO, 2010.

中国环境保护的财政政策

首都经济贸易大学财政税务学院

焦建国

中国的环境保护事业经过了 30 多年的发展,取得了一定的成绩。但由于工业化、城市化远未完成,人口压力持续,资源瓶颈凸显,环境污染、生态破坏的趋势仍在继续,环境保护压力巨大。特别是,中国的环境管理制度和政策大部分由政府直接操作,作为行政行为通过政府体制实施,需要耗费更多的财政资源,与财政支撑能力形成尖锐矛盾。因此如何完善财政政策,是中国环境保护面临的一个重大课题。

一、财政在环保中担负着重要职责

环境保护具有公共性、外部性和阶段性。现阶段,中国的环境污染与生态破坏的趋势还在进一步恶化,已经到了需要高度关注和加强环境保护、加快推进发展模式转变的关键时候,十分紧迫。长期以来的粗放型经济增长过度依赖能源资源消耗,一方面带来了经济资源的巨大浪费,另一方面也造成了严重的环境污染和生态退化。单位产出的能耗和资源消耗水平明显高于国际先进水平;资源消耗过高相应增加了单位 GDP 的污染物排放量;由于环境污染所造成的经济损失惊人。

在环保投资中,来自政府的投入是至关重要的。政府的环境保护投入具有特殊地位和作用,一是强制,二是引导,三是平衡。落实财政在环保中的职责,必须完善环境保护财政支持制度。将过去比较分散和零碎的与环境保护有关的财政政策进行有效整合,通过预算、税收、补贴、转移支付、财政投资等多种形式,在更大范围内发挥作用,形成有力、有效、科学、系统的制度安排。

二、中国财政环境保护投入存在的主要问题及原因

长期以来,在以经济发展为目标导向的传统发展模式下,环保投资并没有引起政府和社会各界的充分重视,中国财政对环保持续投入的体制保障还没有有效构建起来。

1. 国家财力不断增加,但环保投入总量不足,所占比重不高。投资渠道单一,主要是政府的财政拨款,资金问题已经普遍成为环境治理的主要瓶颈。环保投资并没有同步跟上,在一轮又一轮固定资产投资热潮中,对环境保护的投资不够,欠账越来越多,环境问题的隐患越积越多。

2. 环保投资结构不合理,真正用于环境污染治理的投资总量较小。中国近年来环境保护的投资占 GDP 的比例达到了 1.3%—1.4%,但实际上并没有充分有效地用到环境保护需要支持的领域,造成我国环保投资效果大打折扣。

3. 地方财政投入不到位,环保投融资机制不畅。目前的分税体制之下,地方政府无暇顾及地方财政环保投资的持续增长,甚至为了保护财源反过来成为了污染企业的保护伞,加剧了地方的环境污染程度。严重的是,地方政府缺乏足够的积极性和激励机制来投入于环保。由于各地发展水平不平衡,中央政府的宏观调节能力又有限,各地区环保投资力度差异很大。

4. 环保资金使用效率不高,投资管理方式落后,投资效果不显著。由于缺乏预算约束机制和有效的监督制度,缺乏竞争机制,投资方式和经营管理方式严重落后,特别是环境保护投资效率低。

5. 企业缺乏实现环保社会责任的制度安排,市场机制的调节作用难以充分发挥。中国的环境标准及其环境制度相对于企业实现环保社会责任而言,制度的适应性很弱,对企业的约束和激励均不足。因此,企业的环境投资经常处于或有或无,或可多可少的状态。

6. 环保投融资渠道不足,财政工具的拉动力不强。一是投资主体单一,私人资本介入较少。二是污染治理设施的运行没有引入市场机制。三是大部分的环境保护法律法规缺乏关于环保基础设施市场化方面的具体内容,特别是在关系城市环保基础设施建设与运营市场形成的污染治理负责主体、产权制度和价格制度等方面没有规定或规定的内容不利于市场化,监管力度不够,造成环保投资的潜在需求没有完全转化成有效需求。

环保投资不足的原因首先在于,环保资金需求压力急剧扩大,超出了国家现有的投入能力,资金来源缺乏有效的财政制度保障。一是没有建立起有利于财政投资稳定增长的政策法规体系;二是缺乏系统的环境保护税收筹资政策;三是在其他环境经济政策方面,还相当有限。如排污权交易、清洁生产等,仍处于试点阶段或自愿行为,生态补偿机制远未形成。其次是环境保护投入主体不明确,政府与企业(市场)职责分工尚不明晰,多层次投融资机制不健全;政府间环境事权划分不清,财力与事权不匹配,强化了地方保护主义,构成了各级政府不能很好履行其环保责任的主要障碍。中央财政转移支付也没有解决目前的地方环保投入不足问题。第三是环境保护管理机构职能交叉,机构设置不尽科学合理,政出多门,职责不清。

三、完善环境保护财政政策的总体思路与建议

1. 建立有效的环保投入预算保障机制,加大环境保护投入力度。一是建立长期稳定的环保经费增长机制;二是逐步提高政府预算中环保投资的比重;三是稳

定长期建设国债用于环保的支出；四是增加“环保专项资金”投入，调整“环保专项资金”的使用结构，充分发挥财政资金的引导和示范作用。

2. 建立健全与财力相匹配的环境保护事权划分机制。一是完善体制，落实责任，科学界定中央与地方的环境事权；二是加快资源税改革步伐，提高地方政府环境保护的投入能力；三是强化地方财政对环保的预算投入；四是中央的环保转移支付部分可考虑“以奖代补”的激励性方式，调动地方环保投入的积极性。

3. 建立健全环境财政转移支付制度。一是改基数法为因素法，在转移支付公式中充分考虑环境因素，增加国土面积、现代化指数、生态功能等因素。二是加强地区间基于环境因素的横向转移支付制度建设。开始于上世纪90年代中期东部对中西部地区的对口支援、帮扶等举措，但还上升不到严格意义上的横向转移支付制度的层面，生态环境服务的区域属性决定了谁受益谁必须付费。三是将环保特别是功能区作为转移支付制度考虑的一个重要因素。国家“十一五”规划提出的区分主体功能区的发展思路。未来应当考虑设置以主体功能区为对象的转移支付科目，加大对各个主体功能区公共服务、生态环境保护和社会管理的财政支持。应当把禁止开发区与限制开发区的转移支付放在突出位置，根据限制开发区域和禁止开发区域的标准财政收支差额、实施生态环境保护的增支减收因素等确定转移支付系数和转移支付规模。

4. 深化财税制度改革，加强企业的环保投入责任。企业作为环境污染和生态破坏的制造主体，在环境保护上有着不可推卸的责任。一是推进矿业权改革，将矿业权由行政审批和市场机制的“双轨制”变为市场机制的“单轨制”。建议：国家垄断矿业权一级市场，并建立矿业权储备制度；妥善处理各类单位目前无偿占有的矿业权，经评估后全部进行资产化处置，向国家缴纳探矿权、采矿权的价款；合理确定国家有偿出让矿业权收益中中央与地方的分配比率。二是完善相关环境收费政策。基本政策建议是逐步提高排污费收费标准，使其更加反映污染的全社会成本。在近中期使其达到污染减排成本，在远期最终使其反映污染的全社会成本。三是建立企业环境治理与生态恢复的责任共担机制。建议增加中央财政的投入；加强地方财政的投入；矿山企业应从企业销售收入中提取一定比例资金，列入成本，专门用于矿山生态环境补偿，当年实际发生的矿山环境治理费用冲减预提的费用。

5. 进一步完善多方参与机制，多渠道筹集环保资金。一是积极推进环保投资PPP模式（公私合作），二是积极利用清洁发展机制促进环保筹资和投资，三是扩大政策性金融融资支持，四是完善政府绿色采购制度。

作者简介：焦建国，男，中国（北京），首都经济贸易大学财政税务学院教授
通信地址：中国 北京市海淀区厂洼街23号院1号楼1门401室
邮政编码：100089
联系电话：86-010-68467235；86-13671285799
E-Mail: jiaojianguo0216@sohu.com; jiaojianguo@nsa.gov.cn

UNIVERSITY OF TOYAMA

INTERDISCIPLINARY RESEARCH PROJECT:
CREATION OF EAST ASIAN STUDIES TO LIVE
TOGETHER IN COLLABORATION

CEAKS

CREATION OF EAST ASIAN KYOUSEI STUDIES



富山大学『東アジア「共生」学創成の学際的融合研究』(CEAKS)事務局

〒930-8555 富山県富山市五福3190 富山大学極東地域研究センター

Tel : 076-445-6442,6510 Fax : 076-445-6520

連絡先 : info@asia-kyosei-ut.jp